

我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る
食品健康影響評価のために必要な情報に関する質問書
オーストラリア回答（仮訳）

食品安全委員会

I 生体牛のリスク評価に必要な情報

1 侵入リスク

1.1 生体牛の輸入

1.1.1 輸入規制の概要及び規則（法令）

牛海綿状脳症（BSE）関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること
 (1)施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
1988	英国およびアイルランドからの生体牛の輸入禁止
1991	欧州からの生体牛の輸入禁止
2001	日本からの生体牛の輸入禁止
2003年5月	カナダからの生体牛の輸入禁止
2003年12月	米国からの生体牛の輸入禁止
	<p>上記の国より輸入された牛は追跡調査され、1982年以降に輸入され調査時に生存していたものは、連邦検疫法（1908年）条例第36、55A章に基づき、恒久的な検疫調査の対象とされている。</p> <p>当法令のこの章は、許可無くの牛を移動またはと畜場へ販売することを禁止し、それらの枝肉が承認された方法で処理されるよう保証するものである。</p> <p>これらの条例は、動物の通常の商業的管理を許可するが、人および動物の食料製造への使用は禁止するものとする。</p> <p>現在、ニューカレドニア以外の国からのオーストラリアへの牛の輸入は禁止されているが、これらの全てがBSEの危険性があるためというわけではない。</p>

(2)第三国経由での輸入に対する規制

直接または第三国経由に関わらず、輸入牛には上記と同条例が適応される。

(3)罰則規定

検疫法（1908年）については、I追加資料 1.1.1.の添付 1に記す。

BSE、生体牛、およびそれらの製品のためのオーストラリア生物安全局政策については、I追加資料 1.1.1.の添付 2に記す。

検疫法（1908年）に基づくオーストラリア検疫検査局（AQIS）局員の法的権限についての詳細は、I追加資料 1.1.1.の添付 3に記す。

1.1.2 輸入規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

オーストラリア生物安全局（政策）

オーストラリア検疫検査局（実施）

上記の条例に違反する事例は報告されていない。

オーストラリアは島大陸であり、他国との地続きの国境はない。

オーストラリアへの牛の違法輸入は、検疫規制における最善の備えと方策により、極めて難しいものとなっている。

1.1.3 1986年以降にあらゆる国々から輸入した生体牛全個体に関する情報（年次別、国別頭数）
 （参考：H.S.Code；01.02）

(頭)

国名	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
カナダ	56	700	199	984	46	72	104		10							7 ⁽⁵⁾						
ココス (キーリング) 諸島					76																	
デンマーク				33		29				42 ⁽²⁾	24 ⁽³⁾											
フランス			78		79	28																
アイルランド			1																			
日本													24 ⁽⁴⁾									
ニュージー ランド	200	73	161	137	61	32	45	34	16	7												
英国	2	17	19 ⁽¹⁾																			
米国		35		149	279	123	210	167	21	113	35	97	59	81	4	12	39	23				

出典統計：オーストラリア統計局（ABS）、オーストラリア検疫検査局（AQIS）記録

- (1) 英国で BSE の存在が明確になり輸入禁止令が施行される以前に、1988 年、本国より牛がオーストラリアに持ち込まれた。
- (2) デンマークにおいて、1992 年、英国より輸入された牛に BSE が認められ、2000 年、国産牛の BSE 第一例が報告された。
- (3) これらの動物は、デンマークを経由しブルガリアから輸入されたバッファロー 24 頭であった。
- (4) 米国を経由し日本から輸入された和牛 24 頭。
- (5) この表は、2001 年に牛 7 頭がカナダから輸入されたことを示す。しかし、1996 年より、牛 21 頭がカナダからオーストラリアへ輸入されており、そのうち 14 頭（1996 年に 3 頭、1997 年に 10 頭、1999 年に 1 頭）は米国を経由して輸入され、当表においては米国からの輸入として統計に含まれている。

1.1.4 BSE リスク国*からの輸入牛に関する情報

(1)国内牛の BSE 因子への暴露要因となった可能性のある輸入牛（レンダリングを経て飼料原料となった可能性のある牛等）の頭数

* BSE リスク国：欧州食品安全機関（EFSA）の地理的 BSE リスク（GBR）でレベルⅢまたはⅣと評価された国と、少なくとも一頭以上の BSE 感染牛が確認されている国（別添参照）

(頭)

国名と 出生コホート (1)	1986- 1987	1987- 1988	1988- 1989	1989- 1990	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
カナダ(2)										2	2	1											
欧州 (英国以外)		17	38	15																			
米国(2)										2	19												

出典統計：

リスクアセスメント：英国および欧州からの牛の輸入により牛海綿状脳症（BSE）がオーストラリア牛群に発生するおそれ（1980 - 1991）。

リスクアセスメント：北アメリカからの牛の輸入により牛海綿状脳症（BSE）がオーストラリア牛群に発生するおそれ（1996 - 2004）。

(1) データは、輸入年ではなく出生コホートが記されている。

(2) 米国およびカナダより輸入された牛については 1996 年以降より調査された。OIE 陸生動物衛生規約では、7 年間 BSE 規制が効果的であったことが必要条件とされているため、1996 年がベースラインとされた。

(2)暴露要因とならなかったと考えられる牛群それぞれについて、暴露要因とならなかった理由を、

できれば証拠書類を添えて提示すること

リスクアセスメントでは、輸入牛によるオーストラリア牛集団における BSE 発生のリスク無視できると示されている。

これらのリスクアセスメントは、オーストラリアの BSE リスクアセスメントとして国際獣疫事務局（OIE）へ提出された。詳細なリスクアセスメントにより、ほとんどの輸入牛が BSE の侵入リスクから除外できる理由が明らかにされている。

リスクアセスメント：「英国および欧州からの牛の輸入により牛海綿状脳症（BSE）がオーストラリア牛群に発生するおそれ（1980 - 1991）」が、2001 年 11 月、オーストラリア生物安全局により作成された。これには輸入和牛によるリスクに対する調査も含まれている。（I.追加資料 1.1.4.の添付 1）

同様の調査である、「北アメリカからの牛の輸入により牛海綿状脳症（BSE）がオーストラリア牛群に発生するおそれ（1996 - 2004）」は、2004 年に着手された。（I.追加資料 1.1.4.の添付 2）

両書類では、欧州および北米からの牛の輸入により牛海綿状脳症（BSE）がオーストラリア牛群に発生するおそれは無視できると結論付けられている。

1.1.5 輸入牛で BSE 感染牛が確認されたことがあるか

ある場合、当該牛の処分方法と、コホートの扱いについて明記。

輸入牛において、BSE 症例は確認されなかった。

1.2 肉骨粉 (MBM*) の輸入

* MBM : EFSA の GBR 評価の MBM と同様に H. S. Code (2301.10) に含まれる全てのもの。

1.2.1 輸入規制の概要及び規則 (法令)

BSE 関連規則について、以下を記載。規則 (法令) の原文を添付すること。

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容 (規制の変更があった場合はその都度記載する)

時期	規制の内容
1966	MBM、肉粉、獣脂かす、および動物由来 (魚粉やミルク・乳製品などの材料を除く) を材料とする家畜飼料の、ニュージーランド以外のすべての国からの輸入禁止 (この輸入制限は、元来、動物由来の家畜飼料に混在する炭疽菌胞子を輸入する可能性を考慮し提言されたものである)。 上記の条例が、1989 年、検疫に関する告示の 39 章に変更された。 上記の条例を施行した、オーストラリア生物安全局政策が改善された。
1998	
2003	

(2) 第三国経由での輸入に対する規制

直接または第三国経由に関わらず、輸入品には上記と同条例が適応される。

(3) 罰則規定

検疫法 (1908 年) については I.追加資料 1.1.1.の添付 1 に含まれる。

検疫法に基づく検疫に関する告示 77A (1996 年) - I.追加資料 1.2.1.の添付 1

検疫に関する告示の 39 章に変更後 (1998 年) - I.追加資料 1.2.1.の添付 2

家畜飼料および家畜飼料の原材料の輸入 - 伝達性海綿状脳症 (TSEs) のためのリスク管理条例最終案 - 現在のオーストラリア生物安全局政策 - I.追加資料 1.2.1.の添付 3

検疫法 (1908 年) に基づくオーストラリア検疫検査局 (AQIS) 局員の法的権限についての詳細は、I.追加資料 1.1.1.の添付 3 に記す。

1.2.2 輸入規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況 (違反の有無/ある場合はその内容・対応)

オーストラリア生物安全局 (政策)

オーストラリア検疫検査局 (実施)

2004 年、PCR で反芻動物由来 MBM が陽性であった家畜飼料原材料の輸入積送品 3 点が送り返された。

1.2.3 1986年以降にあらゆる国々から輸入した MBM に関する情報（年次別、国別トン数）

（参考：H.S. Code；2301.10（肉骨粉、肉粉、獣脂かす））

（トン）

国名	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
ニュージーランド	(1)	(1)	59			1,330	1,277	722	94	83	1,033	1,105	490	1,278	1,076	536	821	435	385	708	497	
オーストラリア (再輸入) (2)																	94	20			20	

出典統計：

オーストラリア統計局（ABS）、オーストラリア検疫検査局（AQIS）の1993年より開始されたAIMSデータベース（AQIS輸入管理制度）および1997年より開始されたオーストラリア税関編データベース（通関許容可能とする税関オンライン方式）。

H.S.コード2301.10のABSデータは、AQUISと税関データの調査により積荷が誤って記号化されたことを示されたところには含まれていない。

(1) 1986年から1987年にかけての、ニュージーランドからの輸入についての数字は利用できない。

(2) これらは、商用に再輸入されたオーストラリア産MBMの輸出品である。

1.2.4 BSEリスク国*から輸入された MBM に関する情報

(1) 牛の飼料として使用された可能性を確実に排除できない MBM の量

* BSEリスク国：EFSAのGBRでレベルIIIまたはIVと評価された国と、少なくとも一頭以上のBSE感染牛が確認されている国（別添参照）

（トン）

国名	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007

該当せず - GBRIII または IV の国からの MBM の輸入は 1966 年より行われていない。

(2)牛の飼料として使用されなかったと考えられる MBM について、使用されなかった理由を、できれば証拠書類を添えて提示すること

該当せず - GBRIII または IV の国からの MBM の輸入は 1966 年より行われていない。

1.3 動物性油脂の輸入

1.3.1 輸入規制の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること

(1)施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
1966	MBM、肉粉、獣脂かす、および動物由来（魚粉やミルク・乳製品などの材料を除く）を材料とする家畜飼料の、ニュージーランド以外のすべての国からの輸入禁止（この輸入制限は、元来、動物由来の家畜飼料に混在する炭疽菌胞子を輸入する可能性を考慮し提言されたものである）。 上記の条例が、1998 年、検疫に関する告示の 39 章に変更された。 上記の条例を施行した、オーストラリア生物安全局政策が改善された。
1998	
2003	

(2)第三国経由での輸入に対する規制

直接または第三国経由に関わらず、輸入品には上記と同条例が適応される。

(3)罰則規定

検疫法（1908 年）については I.追加資料 1.1.1.の添付 1 に含まれる。
 検疫法に基づく検疫に関する告示 77A（1996 年） - I.追加資料 1.2.1.の添付 1
 検疫に関する告示の 39 章に変更後（1998 年） - I.追加資料 1.2.1.の添付 2
 家畜飼料および家畜飼料の原材料の輸入 - 伝達性海綿状脳症（TSE s）のためのリスク管理条例最終案 - 現在のオーストラリア生物安全局政策 - I.追加資料 1.2.1.の添付 3
 検疫法（1908 年）に基づくオーストラリア検疫検査局（AQIS）局員の法的権限についての詳細は、I.追加資料 1.1.1.の添付 3 に記す。

1.3.2 輸入規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

オーストラリア生物安全局（政策）
 オーストラリア検疫検査局（実施）
 上記の条例に違反する事例は報告されていない。

1.3.3 1986年以降にあらゆる国々から輸入した動物性油脂に関する情報（年次別、国別トン数）
 （参考：H.S.Code；1502.00（反すう動物由来油脂等）、1503.00（タロー油脂等）、
 1516.10（動物性油脂及びその分別物））

H.S.Code；1502.00（牛、羊または山羊の脂肪）⁽¹⁾

（トン）

国名	1986 ⁽²⁾	1987 ⁽²⁾	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
オーストラ リア （再輸入） ⁽³⁾												0.63	20				14.825					14.872
中国													0.48									
アイルラン ド														1.296								
ドイツ																	0.001					
オランダ							0.004							0.306								
ニューカレ ドニア			72	57.6	43.2																	
ニュージー ランド				0.3	14		0.75	57.42	78.825	20	496.124	144.5			35.02	1,024.415		41.22				
パプア ニューギ ニア														181.095	106.827	35.21					36.036	71.211
英国			0.65	1.254	0.8	0.35		0.017	0.01	0.002		0.09					0.001					
米国			0.001				0.01	0.26						0.02								

出典統計：オーストラリア統計局（ABS）

- (1) - ニュージーランド以外からの、反芻動物用飼料に使用される動物性油脂のオーストラリアへの輸入は禁止されているが、ヒト用の食品、化粧品や産業用としては輸入されることもありうる。
- (2) 1986年から1987年にかけての数字は利用できない。
- (3) これらは、商用に再輸入されたオーストラリアからの輸出品である。

H.S.Code ; 1503.00 (ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油 (乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。)) (1)
(トン)

国名	1986 (2)	1987 (2)	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007 1-10月
中国												1.6						0.16				
国名不明						0.206																
ドイツ												0.185										
インドネシア												0.064										
日本							0.015															
韓国													604.5		1							
マレーシア								250.99			34.56	69.06										
ニュージーランド				925.68		1003.495					20.75	1064.38		550.672	1147.058	1087.72	6434.026	2175.620				
シンガポール				44.56																		
英国			1.14		10.713	0.201	0.185															
米国			0.054		3.176	16.927	2.419	0.925								0.462	0.381		1.083	4.464	11.252	6,696
オーストラリア(再輸入) ⁽³⁾																					18.98	
カナダ																	38.025	23650.225	3894.510			
フィジー																		18.42				
スウェーデン																				0.14		

出典統計：オーストラリア統計局 (ABS)

- (1) - ニュージーランド以外からの、反芻動物用飼料に使用される動物性油脂のオーストラリアへの輸入は禁止されているが、ヒト用の食品、化粧品や産業用としては輸入されることもありうる。これらの製品はまた、十分に精製されており、リスクをもたらさない。
- (2) 1986年から1987年にかけての数字は利用できない。
- (3) これらは、商用に再輸入されたオーストラリアからの輸出品である。

H.S.Code ; 1516.10 動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）

(オーストラリアドル価 \$'000)

国名	1986 (2)(3)	1987 (2)(3)	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
オーストラリア(再輸出)													25.557 (4)	35.21 (4)	0.691 (4)
チリ														0.283 [⇄] (4)	20.592 (4)
中国													1.31 ⁽⁴⁾		
フランス			0.74 (4)	3.068 (4)	0.444 (4)		1.897 (4)					0.332 (4)			
ドイツ						7.275 (4)	14.34 (4)	17.363 (4)	16.572 (4)				5.1 ⁽⁴⁾	497.869 (4)	958.023 (4)
イタリア															
香港											0.235 (4)				
日本						2.001 (4)	2.397 (4)	0.307 (4)	1.039 (4)		0.938 (4)				
マレーシア			27.69 (4)										3.766 (4)	5.491 (4)	12.774 (4)
オランダ					1.118 (4)				0.209 (4)				4.997 ⁽⁴⁾		
ニュージーランド			13.266 (4)	33.756 (4)	11.138 (4)				47.552 (4)	19.753 (4)	117.669 (4)	223.824 (4)	306.178 (4)	216.521 (4)	55.331 (4)
ノルウェイ			54.347 (4)	53.51 (4)	15.933 (4)	40.041 (4)	22.17 (4)	66.629 (4)	41.494 (4)	50.408 (4)	63.139 (4)	47.383 (4)	75.587 (4)	57.107 (4)	65.18 (4)
パプアニューギニア															
韓国											12.745 (4)				
シンガポール				83.883 (4)								17.354 (4)	1.104 (4)		
スウェーデン					15.513 (4)	15.631 (4)				3.189 (4)				11.57 ⁽⁴⁾	
スイス			2.728 (4)												
タイ											0.957 ⁽⁴⁾				
英国									0.05 ⁽⁴⁾						
米国			0.033 ⁽⁴⁾		4.903 (4)	0.475 (4)	0.337 (4)	0.289 (4)	0.001 (4)	0.211 (4)	0.33 (4)	0.515 (4)	1.404 (4)	3.352 (4)	4.926 (4)
台湾															0.332 (4)

国名	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007 1-11 月
オーストラリア(再輸出)							
チリ							
中国							
フランス							
ドイツ							
イタリア	2.428 ⁽⁴⁾						
香港							
日本							
マレーシア	18.333 ⁽⁴⁾	76.163 ⁽⁴⁾	20.893 ⁽⁵⁾	32.182 ⁽⁵⁾	32.346 ⁽⁵⁾	24.347 ⁽⁵⁾ &5.499 ⁽⁶⁾	
オランダ				39.916 ⁽⁵⁾			
ニュージーランド	1.257 ⁽⁴⁾		7.661 ⁽⁵⁾		36.341 ⁽⁵⁾	14,547 ⁽⁵⁾	
ノルウェイ	9.36 ⁽⁴⁾	9.971 ⁽⁴⁾	12.384 ⁽⁴⁾ &6.932 ⁽⁵⁾	13.269 ⁽⁵⁾	3.506 ⁽⁵⁾		
パプアニューギニア	31.094 ⁽⁴⁾	12.412 ⁽⁴⁾					
韓国							
シンガポール				23.237 ⁽⁵⁾			
スウェーデン			28.318 ⁽⁵⁾				
スイス							
タイ							
英国							
米国				66.34 ⁽⁵⁾			1.501 ⁽⁶⁾
台湾							

出典統計：引用文書：オーストラリア統計局（ABS）

- (1) - ニュージーランド以外からの、反芻動物用飼料に使用される動物性油脂のオーストラリアへの輸入は禁止されているが、ヒト用の食品、化粧品や産業用としては輸入されることもありうる。これらの製品はまた、十分に精製されており、リスクをもたらさない。
- (2) これらの商品については、オーストラリア税関局規定により、数量は記録されない。よって、ドル価のみ示される。
- (3) 1986年から1987年にかけての数字は利用できない。
- (4) コード 1516100013－動物性油脂およびその分別物で、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化されたものであるが、それ以上作用されなかったもの。
- (5) コード 1516109037－動物性油脂およびその分別物で、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化されたもの（バイオディーゼルを除く）であるが、それ以上調整されなかったもの。
- (6) コード 1516100070－動物性油脂およびその分別物で、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化されたものであるが、それ以上調整されなかったもの。
- (7) コード 1516101036－動物性油脂およびその分別物のバイオディーゼルで、それ以上調整されなかったもの。

1.3.4 BSE リスク国*から輸入された動物性油脂に関する情報

(1)牛の飼料として使用された可能性を確実に排除できない動物性油脂の量

* BSE リスク国：EFSA の GBR でレベルⅢまたはⅣと評価された国と、少なくとも一頭以上の BSE 感染牛が確認されている国（別添参照）

(トン)

国名	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007

該当せずーニュージーランド以外からの、反芻動物用飼料に使用される動物性油脂のオーストラリアへの輸入は禁止されているが、ヒト用の食品、化粧品や産業用としては輸入されることもありうる。

(2)牛の飼料として使用されなかったと考えられる動物性油脂について、使用されなかった理由を、できれば証拠書類を添えて提示すること

該当せずーニュージーランド以外からの、反芻動物用飼料に使用される動物性油脂のオーストラリアへの輸入は禁止されているが、ヒト用の食品、化粧品や産業用としては輸入されることもありうる。

暴露・増幅リスク

2.1 飼料規制

2.1.1 飼料給与規制（原料の規制、表示等）の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
1996	反芻動物由来 MBM を反芻動物に飼料として与えることを禁止（自発的）。
1997	反芻動物由来 MBM を反芻動物に飼料として与えることを禁止（義務的）し、反芻動物由来 MBM を含む家畜飼料の表示付けを義務化する（この禁止法令は MBM の反芻動物用飼料への使用を僅かなものからゼロとし、牛および羊産業にほとんど経済的負担を課さなかった）。
1998	上記条例の全国的監査
1999	特定の哺乳動物由来 MBM を反芻動物に飼料として与えることを禁止（義務的）し、特定の哺乳動物由来 MBM を含む家畜飼料（馬、豚、カンガルーに完全に由来する材料を除く全ての哺乳動物由来 MBM を含む；血液を除く）に表示を付けることを義務化する。
2000	上記条例の全国的監査
2001	上記条例の全国的監査
2001-2002	全ての脊椎動物由来の原料を反芻動物に飼料として与えることを禁止（義務的）し、脊椎動物由来の原料を含む家畜飼料（獣脂、ゼラチンおよびミルク・乳製品を除く）の表示付けを義務化する。
2003	全国的監査が、州または領土の行政機関において権限を与えられた検査員による、全てのレンダリング業者、家畜飼料製造者、および無作為的に選ばれた小売業者に対するあらかじめ計画されていた公的な法令遵守調査に切りかえられた。
1997-2007	教材が、レンダリング工場、飼料工場、家畜飼料小売業者および農家に配布される。 反芻動物用飼料禁止令を含む自発的な産業品質保証施策が、レンダリング工場、飼料工場および牛農場に導入され、個々の監査の対象とされる。

(2) 罰則規定

オーストラリアの州および領土それぞれの法律の抜粋・要約については、I.追加資料 2.1.1.の添付 1-9に含まれる。

ニューサウスウェールズ州および西オーストラリア州の、反芻動物用飼料禁止令に関する州および領土の法律に基づく処罰と権限についての例は、I.追加資料 2.1.1.の添付 2 および添付 8に含まれる。

その他の法域においても同様の条項があり、それらは必要に応じて提供されるものとする。

2.2 遵守状況と交差汚染の可能性

2.2.1 飼養形態

2.2.1.1 乳牛及び肉牛における、代表的な飼料給与方法*について

(複数ある場合は、それぞれ表を分けて記載)

※飼養形態をステージ、又は飼養週齢(月齢)毎に、分かる範囲で記載すること。

また、可能ならば、1986年から現在までの給与方法の変遷も記載すること。

一般

オーストラリアにおける牛の飼料構成については下記の法律に基づく：

- ・ オーストラリアにおける全ての牛は、上記に記載があったように、1997年に公布された肉骨粉(MBM)飼料給与禁止の公的条例の対象であり、今後も対象となる。
- ・ 牛の飼料構成に間接的に影響しうる化学残留物質に対する試験は、オーストラリア国残留物調査局により実施される。

1996年、反芻動物由来肉骨粉を反芻動物に飼料として与えることを自発的に禁止とした際、反芻動物由来肉骨粉の牛用飼料への使用は僅かなものからゼロとなり、また、牛産業にほとんど経済的負担を課することはなかった。

1996年以降オーストラリアにおいて、子牛およびその他の牛用に許可されたタンパク質粉について表1に示す。これらすべての粉は植物由来である。

表1. オーストラリアにおいて牛用に許可されたタンパク質粉

	粗タンパク質含有率 (%)	バイパスまたは保護タンパク質 (%)	生産量 2006-2007 ¹ (千トン)
綿の実	41	30-40	387.8 kt
ヒマワリ (SFM)	40-45	20	18.0 kt
大豆	50	30	31.9 kt
ピーナッツ	42	30	48.0 kt
なたね	50	30	512.6 kt
ルピナス	32	25	173.8 kt
エンドウマメ	16	25	148.8 kt
ソラマメ	26	10	107.5 kt

¹オーストラリア生産統計2007、オーストラリア農業資源経済局

乳用

乳用子牛

乳用子牛の飼育の流れは初乳を与えることから始まる。

オーストラリアでは、乳用子牛の飼育にあたり、胃管を通じて初乳を与えるというのが標準的な作業となりつつある。

出生直後できるだけすぐ(6時間以内)に、最低4Lの初乳がそれぞれの乳用子牛に与えられる。

その後子牛は離乳までの間、全乳または代用乳のどちらかを与えられる。

出生後数日間、乾燥飼料を子牛に与えることが許されている飼育制度もある。

全乳を与えるのが一般的ではあるが、より低価格である代用乳パウダーが好まれる場合もある。

また、代用乳にはビタミン、ミネラル、イオノフォアなどが補強されているものもある。

この二つの代用乳は、主要エネルギー源としてバター脂肪または獣脂のいずれかを含む。

より乳化されやすいことから、バター脂肪の方が獣脂よりも好まれている。

完全に乳化され消化管障害を引き起こさないために、子牛用代用乳に使用される獣脂は十分に精製されていなければならない。

オーストラリアでは、生後6週間で子牛を離乳させることもある。

このような場合、子牛には放牧の前にタンパク質を多く含む粒状または粉の飼料が与えられる。また、週数の多い子牛の離乳では、質の高い牧草地に直接放牧されるという例もある。

子牛への飼料は高エネルギー高タンパクで、価格と入手可能かによりさまざまな配分で、圧ペン大麦、圧ペンオート麦、割り砕いたトウモロコシ、タンパク質粉、石灰、塩などを含む。食べやすくするため、糖液が飼料に加えられることもある。

また、第一胃の発達を助けるため、少量の、高繊維の干し草（全分配量のうち全乾燥成分の10%以下）が与えられる。

乳用成牛

オーストラリアの気候では、年中放牧されている牛舎を必要としない牛による牛乳生産が可能である。乳用牛の必要飼料のおよそ80%が牧草でまかなわれている。

1991 - 92年から2001 - 02年の間、オーストラリアにおいて放牧制を用いている酪農場の比率は一貫して87%を超えている。

ここ数年、いわゆる「帯状放牧」制から「小牧区」制への明らかな移行が見られる。

牛をフィードロットに置き牛乳を生産するのはオーストラリアではまれである。

一方で、干し草、サイレージ、穀物などの補助飼料を放牧牛に与える場合が増えている。

補助飼料として使用される穀物には、小麦、大麦、オート麦、モロコシが含まれる。補助飼料として使用される干し草やサイレージは、ルーサン（アルファルファ）などのマメ類やライ麦草などの温暖域の草種、スズメノヒエなどの熱帯域の草種を含むさまざまな種類の植物を混合して作られる。

1991 - 92年から2001 - 02年の間、濃厚飼料や穀物を与える酪農場の比率はほぼ7%増加し、オーストラリアにおける酪農場のおよそ87%を占めたものと思われる。

同時期に購入され、使用された濃厚飼料の農場別平均量は、53トンから83トンに増加した。また、購入された飼料は、粒状飼料またはあらかじめ混合された補助飼料のいずれかであった。

自家混合する濃厚飼料の量については、2001 - 02年に二倍以上に増加し、その平均は農場あたり31.3トンであった。

飼料として与えられた副産物は10年、とくに1995 - 96年以降で4倍以上に増加したと推定され、2001 - 02年の農場別平均量は21トンであった。

乳用牛に与えられた副産物は、醸造用穀物やオレンジの果肉などの製造廃棄物であった。

成牛に与えられたタンパク質粉については、表1に示す。

オーストラリアにおける、乳用牛と乳用子牛の飼育飼料についての情報源は以下とする。

- ・ オーストラリアの乳産業におけるテクノロジーと農場運営. Boero Rodriguez, V. 2003
- ・ NSW 乳用子牛および乳用牛飼育のための農業デイリーリンク・マニュアル

肉用牛

オーストラリアにおける肉用牛生産の交配には、放牧されている牛舎を必要としない牛が用いられる。肉用牛生産の成長期では、牛は放牧されているかまたはフィードロットに置かれている。北方の肉用牛生産は、オーストラリアの熱帯および亜熱帯地域にて行われ、主にコブ牛（*Bos indicus*）が用いられている。

また、南方の肉用牛生産は、より温暖な気候のもと行われ、主に家畜種のウシ（*Bos taurus*）が用いられている。

両生産システムにおいて、牧草は主要な飼料となっている。

オーストラリアの牧草の種類は、基本的に外来植物またはその土地原産の植物である。

補助飼料は、一年のうち牧草の生育が不十分である時期、または妊娠や授乳により栄養不足になりうる場合に与えられる。

また、補助飼料は、干ばつの際にも必要となる。

放牧されている肉用牛のエネルギー源として使用される補助飼料には以下のものが含まれる。

- ・ 干し草、サイレージ、穀物（乳用牛と同様）
- ・ 綿の実殻、米の実殻、ヒマワリの実殻、ブドウの搾りかす、バガス（サトウキビ加工の副産物）、オート麦の実殻、なたね、干し草、サトウキビの芽、米の藁などの栄養価の低い代替用の粗飼料。チキンリッターや、チキンリッターを含むきのこ残渣の飼料としての使用は、微量の肉骨粉を含む可能性があるため、オーストラリアでは違法となっている。代替用の粗飼料は通常、下記に示すタンパク質または非タンパク質性窒素源とあわせて与えられる。

放牧されている肉用牛のタンパク質源として用いられる補助飼料（タンパク質そのものまたは非タンパク質性窒素のいずれか）には以下のものが含まれる。

- ・ 水、糖液、尿素、塩、リン源を通常含む固形または少量のタンパク質、およびタンパク質粉（表1参照）とセメント
- ・ 綿の実粉など、バイパスまたは保護タンパク質（表1参照）
- ・ 固形、少量または混合物として、牛に与えられる尿素（非タンパク質性窒素源）。通常、食べやすくするため糖液が加えられている。

オーストラリアでは、およそ30%の肉用牛が、肉生産の成長期をフィードロットで終了する。オーストラリアにおけるフィードロットは、オーストラリアの肉生産および肉加工のための国家産業基準を確立し維持することを責務とする機関、Aus-Meat Limited により管理された品質保証施策により、信頼性が高いものとなっている。

オーストラリアにおいて、フィードロットに用いられる飼料は過去10年間でほとんど変わっていない。飼料は、価格、入手可能か否か、および市場の必要条件に応じ、一般的に以下のものを含む。

1. 穀物：Aus-Meat 基準を満たすためには、フィードロットの牛用の飼料のうち50%は穀物でなければならない。小麦よりも大麦やモロコシの方が好ましい。オート麦は繊維が多く含まれるため好ましくない。実際には、オーストラリアでは大豆やトウモロコシは使用されていない。
2. 粗飼料：高品質であるルーサンやクローバーの干し草から、第一胃を「満たす」ためだけに使用されるもみ殻や藁にいたるまで、品質にばらつきがある。
3. 副産物：オーストラリアで使用される副産物としては、醸造用穀物やオレンジの果実、綿の実の実殻や粉などがあり、糖液を使うフィードロットもある。
4. ビタミンやミネラルをあらかじめ混合したもの：これらのほぼ全ては、補助飼料を専門的に扱い、オーストラリアにおける輸入条件を遵守する大手国際企業により供給されている。

オーストラリアでは、フィードロットにてタンパク質粉はほとんど使われていないということは特記すべきである。穀物には、フィードロットで飼育される階級の牛の至適成長には十分なタンパク質が含まれている。

肉用牛生産に関する一般情報は、豪州食肉家畜生産者事業団により入手した。また、フィードロットに関する情報は、豪州フィードロット協会より得られた。

2.2.1.2 肉牛と乳牛の混合飼養の有無／肉牛と乳牛を混合飼育している農場内で飼育されている牛の、飼養牛全体に占める割合

●肉牛と乳牛の混合飼養の有無

はい → 下記質問へ いいえ → 2.2.1.3 へ

可能であれば、肉牛と乳牛を混合飼育している農場内で飼育されている牛の、飼養牛全体に占める割合 _____ % (2007年現在)

比較的少数の農場において、乳用牛と肉用牛が両方飼育されていることがある。

それらの酪農場で飼育されている牛の比率は不明である。

乳用牛と肉用牛では、たいてい飼育法や餌の与え方が異なるが、反芻動物用飼料禁止令に基づく法的条件がどちらにも同様に適応される。

2.2.1.3 牛と豚・鶏の混合飼養の有無／飼養牛全体に占める混合飼養牛*の割合

*混合飼養牛：同一農場内で、豚・鶏と一緒に飼育されている牛

●牛と豚・鶏の混合飼養の有無

○□はい →下記質問へ □いいえ →2.2.2 飼料製造施設の基本情報へ

可能であれば、混合飼養牛の飼養牛全体に占める割合 _____ % (2007年現在)

少数の養豚および/または養鶏場にて、牛が飼育されることもある。

それらの農場で飼育されている牛の比率は不明である。

チキンリッターを反芻動物に餌として与えることは法律で禁止されている。

2.2.2 飼料製造施設の基本情報

2.2.2.1 飼料製造施設数

(各期間で、稼働していた全ての施設数)

稼働施設数		1986～ 1990	1991～ 1995	1996～ 2000	2001～ 2005(1)	2006～ (1)
飼料生産施設の種類の (2) *1 専用施設	豚用飼料専用	データなし	データなし	データなし	5	3
	家禽用飼料専用	データなし	データなし	データなし	20	16
	家禽及び豚用飼料専用	データなし	データなし	データなし	9	9
	反芻動物用飼料専用	データなし	データなし	データなし	37	73
	馬用飼料専用	データなし	データなし	データなし	3	5
	水産養殖用飼料専用	データなし	データなし	データなし	2	2
用 魚 家 (3) *2 混合施設 用 飼 禽 M B M、 料 飼 飼 飼 使 料 料 料	ライン分離済み	データなし	データなし	データなし	3	3
	ラインを洗浄	データなし	データなし	データなし	43	28
	特に交差汚染防止対策は 取っていない	データなし	データなし	0	0	0
使用 魚 家 (3) *2 混合施設 用 飼 禽 M B M、 料 飼 飼 飼 不 料 料 料	交差汚染措置はとられて いない	データなし	データなし	データなし	データなし	13

*1 専用施設…同一施設内で反すう動物と反すう動物以外の両方の飼料を生産していない施設

*2 混合施設…同一施設内で反すう動物と反すう動物以外の動物用飼料を生産している施設

- (1) オーストラリア家畜飼料製造者評議会により提供されたデータのみに基づく商業用飼料工場のおよその数。
- (2) これらの表には、フィードロット、酪農場、養豚場、養鶏場などの家畜農場に存在する飼料製造専用の業務は含まれない。
- (3) オーストラリアのいくつかの混合飼料工場は、反芻動物用以外の餌を生産するにあたり反芻動物の肉骨粉を使用しないという商業的決断をくださった。この工場のカテゴリーを満たすため、上記の表にもう一列加えられた。

2.2.2.2 飼料生産量

(1)用途畜種別

(トン (期間内の合計))

用途畜種別		年		1986～	1991～	1996～	2001～	2006～(1)
				1990	1995	2000	2005(1)	
* ₁ 専用施設 配合飼料 (2)	反すう動物用			データなし	データなし	データなし	990,800	1,807,750
	豚用			データなし	データなし	データなし	110,000	122,000
	鶏用			データなし	データなし	データなし	1,697,000	1,817,000
	豚・鶏用			データなし	データなし	データなし	565,000	1,003,000
	その他 (馬用、養殖魚用)			データなし	データなし	データなし	141,000	138,300
* ₂ 混合施設 配合飼料	反すう動物用			データなし	データなし	データなし	2,241,500 (3)	745,500
	豚用			データなし	データなし	データなし		683,400
	鶏用			データなし	データなし	データなし		653,700
	その他 (馬用、養殖魚用)			データなし	データなし	データなし		171,800

* 1 専用施設…同一施設内で反すう動物と反すう動物以外の両方の飼料を生産していない施設

* 2 混合施設…同一施設内で反すう動物と反すう動物以外の動物用飼料を生産している施設

- (1) オーストラリア家畜飼料製造者評議会により提供されたデータのみに基づくおおよその数量。
- (2) これらの表には、フィードロット、酪農場、養豚場、養鶏場などの家畜農場に存在する飼料製造専用の業務は含まれない。
- (3) 2001年から2005年にかけて供給された飼料のタイプによる分配は不明であるが、比率は2006年のそれに近い。

(2)原料由来畜種別

(トン (期間内の合計))

原料由来畜種別		年		1986～	1991～	1996～	2001～	2006～
				1990	1995	2000	2005 (1)	(1)
肉骨粉	反すう動物由来原料 含む			データなし	データなし	データなし	566,000(2)	(3)
	反すう動物由来原料 含まない			データなし	データなし	データなし		
油脂 動物性	反すう動物由来原料 含む			データなし	データなし	データなし	560,000(2)	(3)
	反すう動物由来原料 含まない			データなし	データなし	データなし		
魚粉				データなし	データなし	データなし		(3)
その他の飼料 ()				データなし	データなし	データなし	2.2.1.1 「植物由来の飼料」 参照	

- (1) オーストラリアレンダリング業者協会により提供されたデータのみに基づくおおよその数量。およそ 50%から 60%の生産が輸出されており、オーストラリア国内では使用されていない。
- (2) 年間およそ 4 万 6 千トンの鶏粉が生産されているということ以外に、肉骨粉・獣脂の種属別のデータについては不明である。
- (3) 2006年のデータは2001年から2005年のものとほぼ同じであると推定される。

2.2.2.3 肉骨粉・動物性油脂の用途別使用量

<肉骨粉>

(トン (期間内の合計))

	用途	1986～1990	1991～1995	1996～2000	2001～2005(1)	2006～
含む肉骨粉 反すう動物由来原料を	反すう動物用飼料	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし
	反すう動物以外用飼料	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし
	肥料等	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし
	廃棄	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし
含まない肉骨粉 反すう動物由来原料	反すう動物用飼料	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし
	反すう動物以外用飼料	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし
	肥料等	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし
	廃棄	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし
(2) 全動物たん白飼料	反すう動物用飼料	データなし	データなし	データなし	0	0
	豚・鶏用飼料	データなし	データなし	データなし	286,000	(3)
	ペットフード	データなし	データなし	データなし	40,000	(3)
	廃棄処分	データなし	データなし	データなし	0	0
	輸出入	データなし	データなし	データなし	300,000	(3)

- (1) オーストラリアレンダリング業者協会により提供されたデータのみに基づくおよその数量。
- (2) 肉骨粉の使用についての生産種別のデータは不明である。よって、上記のデータには、肉粉、鶏粉、フェザーミール、魚粉、血粉などの全ての動物性タンパク質粉が含まれる。
- (3) 2006年のデータは2001年から2005年のものとほぼ同じであると推定される。

<動物性油脂>

(トン (期間内の合計))

用途	不溶性不純物濃度	1986～1990	1991～1995	1996～2000	2001～2005(1)	2006～
食用	0.15%以下	データなし	データなし	データなし	50,000	(2)
	0.15%超	データなし	データなし	データなし	0	0
飼料用	0.15%以下	データなし	データなし	データなし	50,000	(2)
	0.15%超	データなし	データなし	データなし	0	0
輸出	すべて	データなし	データなし	データなし	350,000	(2)
その他	0.15%以下	データなし	データなし	データなし	0	0
	0.15%超	データなし	データなし	データなし	50,000	(2)

- (1) オーストラリアレンダリング業者協会により提供されたデータのみに基づくおよその数量。
- (2) 2006年のデータは2001年から2005年のものとほぼ同じであると推定される。

2.2.3 規制の実施主体及び遵守状況

2.2.3.1 飼料給与に関する規制の実施主体および遵守状況

(1)実施主体

オーストラリアの州および領土の行政機関

(2)遵守状況確認の方法

あらかじめ計画された公的な法令遵守調査が、無作為に選ばれた農場において州または領土の行政機関より権限を与えられた検査員により実行される。

これらの取り決めについては、検査、サンプリング、試験プログラムなどを通じての遵守確認のための国内統一ガイドライン（オーストラリア反芻動物飼料禁止令とともに）に詳細が記されている。（I.追加資料 2.2.3.1 の添付 1）

毎年多くの監査が、反芻動物用飼料禁止令遵守の確認を含む産業食品安全品質保証施策のもと、肉牛農場（I.追加資料 2.2.3.1 の添付 2）、肉用牛フィードロット（I.追加資料 2.2.3.1 の添付 3）、酪農場（I.追加資料 2.2.3.1 の添付 4）において行われる。

ほぼ全ての農家は、牛を販売する際、自発的ではあるが法に添った形で、反芻動物用飼料禁止令に違反する飼料を与えられていないことの証明を提出する（I.追加資料 2.2.3.1 の添付 5、添付 6）。さらに、オーストラリア当局および産業界は、農家が反芻動物用飼料禁止令に基づく法的義務を守るよう支援するための教材を長年にわたり作成し配布している。これらの教材についての例は追加資料に記す（I.追加資料 2.2.3.1 の添付 7、添付 8、添付 9、添付 10）

(3)確認結果（規制実施後の違反の有無／ある場合はその内容、対応）

年	検査の方法						違反事例の内容及び対応
	帳簿・在庫検査		分析（分析法*） PCR		その他（ ）		
	監査数(1)	違反数(2)	監査数(5)	違反数	監査数	違反数	
1998(3)	54 フィードロット	0					
	24 酪農場	0					
2000(3)	22 フィードロット	0					
	25 酪農場	0					
	2 羊フィードロット	0					
2001-2003(3)	774 フィードロット、酪農場、畜産農場	17					羊農家が禁止原料を給餌しており、起訴され罰金を課せられた。 -反すう動物の、豚用・鶏用飼料への接触防止
2004(3)	664 フィードロット酪農場、畜産農場	58					軽微な不適合－是正
2005(4)	8557 フィードロット酪農場、畜産農場	15					非常に重要な不適合 9 件と、重要な不適合 6 件を是正－反すう動物の、豚用・鶏用飼料への接触防止、飼料混合機の清掃
2006(4)	8328 フィードロット酪農場、畜産農場	7					非常に重要な不適合 2 件、重要な不適合 5 件を是正－反すう動物が有機肥料とドッグフードに接触可能であった

検査対象農家別に作成すること：例）牛飼養農家、綿山羊飼育農家

*分析法については、分析に用いる材料及び手法（ELISA 等）を明記。_____

- (1) 監査は無作為ではなく、ハイリスク企業をターゲットとする。上記の表は、州および領土当局により提供されたデータの集計に基づく推定値である。
- (2) 企業監査の間、一件以上の不適合が記録された可能性がある。よって、これらの数字は法令を遵守していない企業の数を示すというわけではない。
- (3) 不適合のデータには軽微な不適合も含まれる。
- (4) 不適合のデータには軽微な不適合は含まれない。
- (4) 産物品質保証方策のもと、独立した第三者機関による監査を含む。
- (5) 項目 I、2.2.3.3 のデータに農場における検査データが含まれる。

2.2.3.2 飼料製造・流通に関する規制（原料の規制、表示、届出、交差汚染防止対策（製造工程分離等）など）の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること。

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
1996	自発的対策 - 飼料工場 - 物理的な清掃、洗浄、順序、製造工場の分離または専用化、反芻動物由来肉骨粉および反芻動物由来肉骨粉を含む飼料の表示、教育、監査；輸送 - 清掃、分離または専用化、反芻動物由来肉骨粉および反芻動物由来肉骨粉を含む飼料の表示、教育、監査；農場 - 反芻動物由来肉骨粉および反芻動物由来肉骨粉を含む飼料の表示、教育、監査
1997	上記の条例が義務になる
1998	上記条例の全国的監査
2000	上記条例の全国的監査
2001	上記条例の全国的監査
2003	全国的監査が、州または領土の行政機関において権限を与えられた検査員による、全てのレンダリング業者、家畜飼料製造者、および無作為的に選ばれた小売業者に対するあらかじめ計画されていた公的な法令遵守調査に切りかえられた。
1997-2007	教材が、レンダリング工場、飼料工場、家畜飼料小売業者および農家に配布される。
1997-2007	反芻動物用飼料禁止令を含む自発的な産業品質保証施策が、レンダリング工場、飼料工場および牛農場に導入され、個々の監査の対象とされる。

(2) 罰則規定

オーストラリアの州および領土それぞれの法律の抜粋・要約については、I.追加資料 2.1.1.の添付 1-9に含まれる。

2.2.3.3 飼料製造・流通規制の実施主体及び遵守状況

(1) 実施主体

国内生産品のための州および領土の行政機関

オーストラリア生物安全局および輸入品のためのオーストラリア検疫検査局

(2) 遵守状況確認の方法

あらかじめ計画された公的な法令遵守調査が、レンダリング業者、家畜飼料製造者、および無作為に選ばれた小売業者において、州または領土の行政機関より権限を与えられた検査員により実行される。これらの取り決めについては、検査・サンプリング、試験プログラムなどを通じての遵守確認のための国内統一ガイドライン（オーストラリア反芻動物用飼料禁止令とともに）に詳細が記されている。（I.追加資料 2.2.3.1 の添付 1）

ほぼ全ての州および領土当局が、これらのガイドライン施行の詳細な手順をそれぞれ策定している。（例：I.追加資料 2.2.3.3 の添付 1）

毎年多くの監査が、反芻動物用飼料禁止令遵守の確認をふくむ産業品質保証施策のもと、レンダリング工場（I.追加資料 2.2.3.3 の添付 2、添付 3）、飼料工場（I.追加資料 2.2.3.3 の添付 4、添付 5）において行われる。

さらに、長年にわたり、オーストラリア当局および産業界は、レンダリング業者、飼料工場、小売業者が反芻動物用飼料禁止令に基づく法的義務を守るよう支援するための教材を作成し配布している。これらの教材についての例は追加資料に記す（I.追加資料 2.2.3.1 の添付 10、および、I.追加資料 2.2.3.3 の添付 6、添付 7）

(3)確認結果（規制実施後の違反の有無／ある場合はその内容、対応）

年	検査の方法						違反事例の内容及び対応
	帳簿・在庫検査		分析（分析法*）		その他（ ）		
	監査数(1)	違反数(2)	監査数(5)	違反数	監査数	違反数	
1998(3)	36 レンダリング業者	6					軽微 - 表示を是正
	39 飼料工場	14					軽微 - 表示を是正
	30 小売業者	20					軽微 - 表示を是正
2000(3)	35 レンダリング業者	1					軽微 - 表示を是正
	36 飼料工場	3					軽微 - 表示を是正
	46 小売業者	35					軽微 - 表示を是正
2001 1-2月(3)	45 小売業者	17					軽微 - 表示を是正
2001-2003 (3)	116 レンダリング業者	16					軽微 - 表示を是正
	331 飼料工場	117					軽微 - 表示を是正 順序、洗浄、保管の変更
	157 小売業者	20					軽微 - 表示を是正
			41(PCR)	0			輸入家畜飼料原材料に対し24の試験が課された。
2004(3)	47 レンダリング業者	3					軽微 - 是正 - 重要または非常に重要な違法ではない。
	262 飼料工場	68					軽微 - 是正 - 重要または非常に重要な違法ではない。
	87 小売業者	56					軽微 - 是正 - 重要または非常に重要な違法ではない。
			52(PCR)	8			鶏飼料において3試験で陽性。輸入家畜飼料原材料において41試験が実施され、そのうち3試験で陽性。積荷を返送。
2005(4)	107 レンダリング業者	3					重要な不適合 - 表示を是正
	125 飼料工場	129					非常に重大な不適合2件および重要な違法39件を是正 - 洗浄と表示
	171 小売業者	28					非常に重大な不適合10件および重要な違法18件を是正 - 表示
			23(PCR)	3			鶏飼料において2試験で陽性。輸入家畜飼料原材料において13試験が実施された。
2006(4)	90 レンダリング業者	4					重要な不適合4件を是正 - 表示
	237 飼料工場	17					重要な不適合17件 - 表示、不適切に保存または識別された原材料
	258 小売業者	43					非常に重大な不適合12件および重要な違法31件を是正 - 表示
			56(PCR)	4			非反芻動物用飼料で3試験が陽性。輸入家畜飼料原材料が28試験実施された。

可能であれば、製造される飼料の種類ごとに作成すること。例) 配合飼料、肉骨粉、動物性油脂等

*分析法については、分析に用いる材料及び手法（ELISA等）を明記すること。_____

- (1) 監査は無作為ではなく、ハイリスク企業をターゲットとする。上記の表は、州および領土当局により提供されたデータの集計に基づく推定値である。
- (2) 企業監査の間、一件以上の違反が記録された可能性がある。よって、これらの数字は法令を遵守していない企業の数を示すというわけではない。
- (3) 不適合のデータには軽微な不適合も含まれる。
- (4) 不適合のデータには軽微な不適合は含まれない。
- (4) 産業品質保証方策のもと、レンダリング工場および飼料工場に対する、独立した第三者機関による監査を含む。
- (5) 州・領土のそれぞれが年間5つのサンプルを集めるという国家サンプリングプログラムが2003年に導入されたが、PCR法は反芻動物由来肉骨粉のみにおいて有効であり、それ以外の禁止肉骨粉に対しては有効ではなかったため、2004年に無効となった。ある州では、分析法の更なる研究や発展をもとに現在開発されている全国的なプログラムが導入されるまでの間、いくつかの試験が継続して行われていた。

2.2.4 MBM、乳以外の動物性たん白質（牛の血清成分等）による汚染に関する牛用飼料サンプルの検査結果

2.2.4.1 飼料サンプリングの詳細（規制実施後）

年	検査方法*1 (1)			検査サンプル数 (2)(3)	汚染サンプル数	陽性サンプル数	陽性サンプルの判定基準*2
	M	E	O				
2002			PCR	3	0	0	>0.5%牛もしくは羊原料
2003			PCR	38	0	0	>0.5%牛もしくは羊原料
2004			PCR	52	5	8	>0.5%牛もしくは羊原料
2005			PCR	23	1	3	>0.5%牛もしくは羊原料
2006			PCR	56	1	4	>0.5%牛もしくは羊原料

*1 検査方法：M＝顕微鏡検査 E＝ELISA法 O＝その他（具体的に）

*2 「陽性」と判定される汚染濃度（下限値）を記載すること。
（例：>0.5%、>0.1%、>0%、及び/またはその他の基準）

- (1) 州・領土のそれぞれが年間5つのサンプルを集めるという国家サンプリングプログラムが2003年に導入されたが、PCR法は反芻動物由来肉骨粉のみにおいて有効であり、それ以外の禁止肉骨粉に対しては有効ではなかったため、2004年に無効となった。ある州では、分析法の更なる研究や発展をもとに現在開発されている全国的なプログラムが導入されるまでの間、いくつかの試験が継続して行われていた。
- (2) 国内でまたは輸入時における試験の詳細については項目I、2.2.3.3.(3)を参照。
- (3) 監査は無作為ではなく、ハイリスク企業をターゲットとする。

2.2.4.2 サンプリング方法（バッチサイズ、バッチあたりのサンプル数、サンプリングを行ったバッチの割合、サンプリング場所（飼料生産施設の生産ラインの終端、包装/荷積み後、小売時、農場））及び検査方法の詳細

公的なプログラムには、輸入時または国内でのサンプリングおよび認可されたPCR法による試験が含まれる。

輸入時のプログラムについては、現在のオーストラリア生物安全局政策の、家畜飼料および家畜飼料原材料の輸入 - 伝達性海綿状脳症（TSE）のためのリスク管理条例最終案 - (I.追加資料 1.2.1 の添付 3に添付)に記載されている。

従来企画された、異なる試験方法での研究および開発プログラムより情報を得た、将来的に適応となりそうなサンプリングおよび試験プログラムの評価を待つ間、限定された国内でのサンプリングがある。これらの方法には、現在使用されているPCR試験、オーストラリアで開発された市販のPCR試験、ヨーロッパの基準¹に準拠する古典的な顕微鏡、そして、高速側方流動分析器（Neogen社 Reveal[®]とSDI社 FeedChek[®]）などが含まれる。

オーストラリア計量研究所において、PCR法は牛および羊由来の物質を調べるために用いられている。

試験の報告対象となる閾値は、工場における、羊または牛由来のレンダリングされた原料を0.5%混ぜた家畜飼料サンプルの範囲の分析に基づき設定された。

現在、混入濃度として許容できる最高濃度は設定されていない。

反芻動物用試料の分析試験が監査を支える手段として有用であることは特記すべきである。

これは、禁止された物質が反芻動物に与えられないよう確認するための、総合的な国家対策のごく一部にしかすぎない。（検査・サンプリングおよび試験プログラムを通じての遵守確認のための国内統一ガイドライン（オーストラリア反芻動物飼料禁止令とともに）を参照。（I.追加資料 2.2.3.1 の添付 1）

サンプリングの方法は、検査・サンプリングおよび試験プログラムを通じての遵守確認のための国内統一ガイドライン（オーストラリア反芻動物飼料禁止令とともに）を参照。I.追加資料 2.2.3.1 の添付 1) の追記 7に記載されている。

2.2.4.3 検査方法の感度及び特異性

オーストラリア計量研究所において、PCR 法は牛および羊由来の物質を調べるために用いられている。

試験の報告対象となる閾値は、工場における、羊または牛由来のレンダリングされた原料を 0.5% 混ぜた家畜飼料サンプルの範囲の分析に基づき設定された。

アジア太平洋試験所認定機関協力機構、飼料用動物性原料の技能プログラム T047 (2006 年) において、当試験では、牛および羊・山羊由来の物質の検出は感度、特異度ともに 100% という結果であった。

2.2.4.4 フィードバン違反が明らかになった場合には、当局による追跡調査の詳細

項目 I、2.2.3.1.、2.2.3.3.、および 2.2.4.2 参照。

2.2.5 牛由来の MBM を給餌されても、BSE 感染因子に牛が全く暴露されないと考える場合、その理由について

オーストラリアの牛が飼料を通じて BSE 感染因子に暴露されたリスクは、無視できるものである。1966 年より、オーストラリアでは、肉骨粉 (MBM) や承認されている MBM を含む動物性飼料などの動物由来の家畜飼料について、ニュージーランド (BSE やスクレイピーが存在しない) 以外のすべての国からの輸入を禁止としている。

この条例はオーストラリアの検疫法を通して適用とされ、それによって、汚染された飼料の輸入による BSE 感染源の侵入リスクを除外した。

リスクアセスメントによると、輸入牛により BSE がオーストラリア国内に持ち込まれたリスクは無視できると示されている。

これらのリスクアセスメントとオーストラリアの BSE リスク低減対策は、国際獣疫事務局 (OIE) の 2006 年のオーストラリアの評価により BSE が存在しない国であるとして確証され、国際獣疫事務局 (OIE) の 2007 年の最新オーストラリアの最新の評価により「BSE リスクが無視できる国」であるとして確証された。

2.3 特定危険部位 (SRM) の利用

2.3.1 基本情報

2.3.1.1 レンダリング施設数、生産量

(1)製造方法別 (専用施設、製造工程分離の有無等の交差汚染の観点からの分類)

(箇所、トン (期間内の合計))

			1986~1990	1991~1995	1996~2000	2001~2005 (1)(2)	2006~
専用施設	原料に反すう動物 由来のものを含む	施設数	データなし	データなし	データなし	102 施設 年間 566,000 トン	(3)
		生産量	データなし	データなし	データなし		
	原料に反すう動物 由来のものを含まない	施設数	データなし	データなし	データなし		
		生産量	データなし	データなし	データなし		
混合施設	ライン分離 済み	施設数	データなし	データなし	データなし		
		生産量	データなし	データなし	データなし		
	ラインを 洗浄	施設数	データなし	データなし	データなし		
		生産量	データなし	データなし	データなし		
	特に交差汚染防 止対策は 取っていない	施設数	データなし	データなし	データなし		
		生産量	データなし	データなし	データなし		

任意の時期において、その期間の一部でも稼働していたすべての工場を含めること。骨粉生産工場を含めること。

- (1) オーストラリアレンダリング業者協会により提供されたデータのみに基づくおおよその数量。およそ 50%から 60%の生産が輸出されており、オーストラリア国内では使用されていない。
- (2) 年間およそ 4 万 6 千トンの鶏粉が生産されているということ以外に、肉骨粉の種属別のデータについては不明である。
- (3) 2006 年のデータは 2001 年から 2005 年のものとほぼ同じであると推定される。

レンダリング施設において、他の原材料が工程に混入しないためにどのような方策がとられていたか、及びその理由。

また、交差汚染が無いことを確認するための手順についても説明すること。

専用のレンダリング工場についてはオーストラリアでは問題とされない。
レンダリングされた動物性飼料はすべて、反芻動物に与えられることは法的に禁じられている。
多くのレンダリング工場が特定の種属用に専用化されているが、これは商的な決断であり、オーストラリアの BSE リスク低減対策とは関係ないといえる。

専用のレンダリング施設の工程に持ち込まれる原材料の汚染防止策として、どのような方法を用いていたか。

上記の説明にあるように、専用のレンダリング工場についてはオーストラリアでは問題とはならず、よって、他種属の組織による二次汚染に対する防御対策は要求されていない。しかしながら、レンダリングされた動物性タンパク質は、「AS5008-2001 オーストラリアにおける動物性製品の衛生的レンダリング基準」にもとづき生産されている。この基準では、すべてのレンダリング工場において ISO9000 に添った品質管理システム、HACCP プラン、反芻動物用飼料禁止令に関わるレンダリング製品の表示を実施することが求められている。この全国的基準には、オーストラリア国内に存在する病原体（クロストリジウムおよびサルモネラ）を制御するための処理条件も含まれる。

(2)レンダリング処理方法（圧力・温度・時間、連続処理／バッチ処理等）

代表的なレンダリング処理条件と生産状況 (箇所、トン (期間内の合計))

処理条件 (1)		1986～1990	1991～1995	1996～2000	2001～2005 (2)	2006～
形態 A バッチ 乾式 大気圧	施設数(3)	データなし	データなし	データなし	58	(4)
	生産量	データなし	データなし	データなし	124,000(22%)	(4)
形態 B バッチ 乾式 圧力サイクル	施設数(3)	データなし	データなし	データなし	6	(4)
	生産量	データなし	データなし	データなし	17,000(3%)	(4)
形態 C Equacooker 連続乾式	施設数(3)	データなし	データなし	データなし	36	(4)
	生産量	データなし	データなし	データなし	283,000(50%)	(4)
形態 D ディスク 連続乾式	施設数(3)	データなし	データなし	データなし	5	(4)
	生産量	データなし	データなし	データなし	40,000(7%)	(4)
形態 E 連続 レンダリング		データなし	データなし	データなし	23	(4)
		データなし	データなし	データなし	102,000(18%)	(4)

A タイプ：大気中/114℃/150 分、全処理時間（処理例のみ）

B タイプ：3 気圧/133℃/20 分、時間圧適用（処理例のみ）

C タイプ：大気中/136℃/75 分、全処理時間（処理例のみ）

D タイプ：大気中/122℃/80 分、全処理時間（処理例のみ）

E タイプ：大気中/102℃/120 分、全処理時間（処理例のみ）

- (1) オーストラリアにおけるレンダリングシステムでは BSE 感染力は 1-2 Log 減少し、それに関連した、OIE の提示する BSE のリスクが最も好ましい国としての条件を満たしている。オーストラリアにおける現在のレンダリングシステムは、オーストラリアの無視できる BSE のリスクを考慮した目標に適している。
- (2) オーストラリアレンダリング業者協会により提供されたデータのみに基づくおおよその数量。おおよそ 50%から 60%の生産が輸出されており、オーストラリア国内では使用されていない。
- (3) 生産ラインの数；一つ以上の生産ラインを持つ工場もある。
- (4) 2006 年のデータは 2001 年から 2005 年のものとほぼ同じであると推定される。

2.3.2 死廃牛の処理

2.3.2.1 レンダリング規制の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること。

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
1996	オーストラリアレンダリング業者協会規約、レンダリング物質の衛生的生産の実践の発足と実施。
1996	自発的対策 - 反芻動物由来 MBM および反芻動物由来 MBM を含む飼料の表示、教育、監査
1997	上記の条例を義務づける
1998	上記条例の全国的監査
2000	上記条例の全国的監査
2002	「レンダリング物質の衛生的生産の実践規約」が改定され、「AS5008-2001 オーストラリアにおける動物性製品の衛生的レンダリング基準」へとグレードアップされた。自発的な産業品質保証施策がレンダリング工場に導入され、個々の監査の対象とされた。
2001-2003	全国的監査が、州または領土の行政機関において権限を与えられた検査員による、レンダリング業者に対するあらかじめ計画された公的な法令遵守調査に切りかえられた。
1997-2007 2007	教材が、レンダリング工場に配布される。 「AS5008-2001 オーストラリアにおける動物性製品の衛生的レンダリング基準」の第二版が承認される。

(2) 罰則規定

オーストラリアの州および領土それぞれの反芻動物用飼料禁止令に関する法律の抜粋・要約については、I.追加資料 2.1.1.の添付 1-9に含まれる。

緊急と殺および/または病気による動物のと殺に対する法的条件については、I.追加資料 2.3.2.1 の添付 1に記されている。

2.3.2.2 レンダリング規制の実施主体及び遵守状況

(1) 実施主体

州および領土の行政機関

(2) 遵守状況確認の方法

レンダリング業者に対して、あらかじめ計画されていた公的な法令遵守調査が、州または領土の行政機関より権限を与えられた検査員により実行される。

これらの取り決めについては、「検査、サンプリング、試験プログラムなどを通じての遵守確認のための国内統一ガイドライン（オーストラリア反芻動物用飼料禁止令とともに）」に詳細が記されている。（I.追加資料 2.2.3.1 の添付 1）

ほぼ全ての州および領土当局において、これらのガイドラインを実施するための手順の詳細を各自作成している（例を I.追加資料 2.2.3.3 の添付 1に記す）。

オーストラリアのほぼ全ての州および領土では、レンダリングされた動物性タンパク質は、「AS5008-2001 オーストラリアにおける動物性製品の衛生的レンダリング基準」にもとづき生産されることを必須とする、という法律を制定している。

この基準では、すべてのレンダリング工場において ISO9000 に添った品質管理システム、ハザード分析重要管理点方式（HACCP）、および、反芻動物用飼料禁止令を含む法的条件に関するレンダリングされた製品の表示を実施することが求められている。

この全国的基準には、オーストラリア国内に存在する病原体（クロストリジウムおよびサルモネラ）を制御するための処理条件も含まれる。

毎年多くの監査が、反芻動物用飼料禁止令遵守の確認をふくむ産業品質保証施策（I.追加資料 2.2.3.3 の添付 2）のもと、レンダリング工場において行われる。
 さらに、長年にわたり、オーストラリア当局および産業界は、レンダリング業者が反芻動物用飼料禁止令に基づく法的義務を守るよう支援するための教材を作成し配布している。
 これらの教材についての例は追加資料に記す（I.追加資料 2.2.3.1 の添付 10）。

(3)確認結果（規制実施後の違反の有無／ある場合はその内容・対応）

年	検査の方法						違反事例の内容及び対応
	帳簿・在庫検査		分析（分析法*）		その他（ ）		
	監査数 (1)	違反数 (2)	監査数 (5)	違反数	監査数	違反数	
1998(3)	36 レンダリング業者	6					軽微 - 表示を是正
2000(3)	35 レンダリング業者	1					軽微 - 表示を是正
2001-03(3)	116 レンダリング業者	16					軽微 - 表示を是正
2004(3)	47 レンダリング業者	3					軽微 - 是正 - 重要または非常に重要な不適合ではない。
2005(4)	107 レンダリング業者	3					重要な不適合 - 表示を是正
2006(4)	90 レンダリング業者	4					重要な不適合 - 表示を是正

処理対象施設別に作成すること：例）牛取扱施設、豚取扱施設、混合施設

* 分析法については、分析に用いる材料及び手法（ELISA 等）を明記。

- (1) 上記の表は、州および領土当局により提供されたデータの集計に基づく推定値である。
- (2) 企業監査期間中、一件以上の違反が記録された可能性がある。よって、これらの数字は法令を遵守していない企業の数を示すというわけではない。
- (3) 不適合のデータには軽微な不適合も含まれる。
- (4) 不適合のデータには軽微な不適合は含まれない。
- (4) 産業品質保証方策のもと、独立した第三者機関による監査を含む。
- (5) 動物性飼料はすべて反すう動物に与えられることは禁じられているため、レンダリング工場における分析試験は行われなかった。

2.3.3 特定危険部位（SRM）等の取り扱い

●SRM の定義はあるか？

はい →2.3.3.1 へ いいえ →2.3.3.2 へ

2.3.3.1 SRM の定義及び経時的な SRM の定義の変遷

「無視できる BSE リスク国」であるので、OIE はオーストラリアに対し、現在のリスクランクを維持するため SRM をヒト用食品または動物飼料チェーンより除外するように、との要求はしていない。

SRM は、商業的契約または少数の輸入国機関が必要とした際にのみ、と畜の工程でヒト用食品より排除される。

牛肉をヒト用食品としてオーストラリアへ輸入する目的のために、オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関は、2001 年、SRM を「月齢 12 ヶ月以上の牛の頭蓋骨、脳、目、扁桃、せき柱および脊髄（背根神経節を含む）、およびすべての年齢の牛の十二指腸から直腸までの腸管」と定義した。

2.3.3.2 頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部* の利用実態（用途別割合、飼料用の場合は畜種別）

*日本が SRM として規定している部位

（トン（期間内の合計））

	飼料用(1)		肥料用(1)	食用(1)(3)	廃棄処分(1)	その他
	牛用	牛以外用(2)				
1986～1990	1%	47%	1%	50%	1%	0%
1991～1995	1%	47%	1%	50%	1%	0%
1996～2000	0%	48%	1%	50%	1%	0%
2001～2005	0%	48%	1%	50%	1%	0%
2006～	0%	48%	1%	50%	1%	0%

(1) 上記の質問に回答する量的データは存在しない。上記の表に示された比率は、経験にもとづく体の各部分の質的推定値である。扁桃のヒト用食品への使用は許可されていないが、牛のと体の他の部分についてはと畜前およびと畜後検査に合格した個体であれば、いかなる使用も許可されている。

(2) ペットフードを含む。

(3) オーストラリアから輸出された製品を含む。

2.3.3.3 頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部の処理方法

時期別、処理工程別に見た畜牛及び死廃牛（農場又は輸送時に死亡／と畜した牛、緊急と畜牛、又は生体検査で処分決定が下された牛）の頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部のレンダリング

	健常牛の頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部		死廃牛、緊急と畜牛、または生体検査で処分決定が下された牛	
時期	レンダリング処理 （%、最終的な処理内容を具体的に記載）	非レンダリング処理 （%、最終的な処理内容を具体的に記載）	レンダリング処理 （%、最終的な処理内容を具体的に記載）	非レンダリング処理 （%、最終的な処理内容を具体的に記載）
1986～1990	49%（ペットフード含む動物用飼料）	50%（ヒト食用） 1%（廃棄処分）	20%（ペットフード含む動物用飼料）	80%（農場にて処分されると体）
1991～1995	49%（ペットフード含む動物用飼料）	50%（ヒト食用） 1%（廃棄処分）	20%（ペットフード含む動物用飼料）	80%（農場にて処分されると体）
1996～2000	49%（ペットフード含む非反すう動物用飼料）	50%（ヒト食用） 1%（廃棄処分）	20%（ペットフード含む非反すう動物用飼料）	80%（農場にて処分されると体）
2001～2005	49%（ペットフード含む非反すう動物用飼料）	50%（ヒト食用） 1%（廃棄処分）	20%（ペットフード含む非反すう動物用飼料）	80%（農場にて処分されると体）
2006～	49%（ペットフード含む非反すう動物用飼料）	50%（ヒト食用） 1%（廃棄処分）	20%（ペットフード含む非反すう動物用飼料）	80%（農場にて処分されると体）

(1)上記原材料の一部をレンダリング処理する場合には、その選択の仕方、各時期におけるその量について説明すること

上記の比率は推定のみである。これらについてのデータは存在しない。
 上記の表に示された比率は、と体の各部分の配分の経験のみにもとづく定性的な推定値である。
 月齢12ヶ月以上の牛の頭蓋骨は、通常、人用食品とするために開いて脳を取り出すということはない。
 脊髄は、と畜場のフロアーに適応される品質保証基準のもとに除去され、切断されたすべての牛のと体より取り除かれ、レンダリングされるかまたはペットフードとして処理される。
 ほんの少しの量の脳と脊髄が、ヒト用食品として取られるかもしれない。
 定義によると、これらが食用に不適切とは考えられてはいない。
 死亡牛の99%は農場にて死亡し、そのうちの大部分は農場内に埋められるか燃やされると推定されている。
 一般的に、動物福祉法では弱っている動物の安楽死前の農場外輸送を禁じている。
 ある区域においては、農場で死亡する少数の牛は廃処理加工場に送られ、ペットフードに加工されるという場合もある。
 その他の州においては、農場で死亡した家畜は通常商業的理由により、集積されレンダリングされたりはしない。
 食肉処理場に到着時に死亡していた家畜は、たいていレンダリングされる。
 食肉処理場の中には、到着時に死亡した家畜はレンダリングをしないというポリシーを持つところもあり、それらの場合は到着時死亡の家畜は埋められる。
 オーストラリアにおいては、食肉処理場でと畜される牛、年間およそ8千頭（0.09%）のみが、死亡家畜あるいは緊急と畜された動物として認識されていると推定される。
 この推定値は、オーストラリアの食肉処理場の代表的サンプルの調査にもとづいている。
 動物福祉的考察では病気の牛の食肉処理場への輸送は良しとされず、緊急と畜された牛とは、輸送中アクシデントにみまわれたものである。

- (2)頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部をヒトが消費する／した場合には、可食部・非可食部としてレンダーリング処理した頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部の割合を推定すること

上記 2.3.3.3.参照

- (3)農場で死亡した個体の一部のみをレンダーリング用に収集する／した場合には、その割合を推定し、レンダーリング処理しなかった屍体がどうなったかについて説明すること

上記 2.3.3.3 参照

2.4 牛以外の動物の伝達性海綿状脳症（TSE）発生状況

2.4.1 疾病名及び動物種別発生頭数の推移、処理（処分）状況（1986年～）

	スクレイピー		慢性消耗性疾患	伝達性ミンク脳症	その他 ()	陽性患者の 処理方法
	綿羊	山羊	シカ	ミンク		
1986～1990	0	0	0	0	0	
1991～1995	0	0	0	0	1 (輸入のチーター)	同腹の仔と一緒に、焼却/埋葬
1996～2000	0	0	0	0	0	
2001～2005	0	0	0	0	1 (輸入のアジア ゴールデンキャット)	焼却/埋葬
2006～	0	0	0	0	0	0

オーストラリアにはスクレイピーおよびその他の動物由来の TSE は存在しない。スクレイピーは、1952 年、一農場で、英国 (UK) より輸入された 10 頭のサフォーク羊のうち 4 頭に発見された。これが唯一、オーストラリアで診断されたケースである。疾病はと畜することにより速やかに根絶され、それ以降再発は見られていない。1952 年に、スクレイピーに対するアクティブサーベイランスが実施され、それはその後 16 年間にわたり続けられた。その後はパッシブサーベイランスとなり、それは海外である英国と欧州において BSE が発生したのをうけてアクティブサーベイランスが奨励された 1998 年まで続けられた。

オーストラリアでは 1952 年より、羊および山羊の輸入は、スクレイピーが存在せずオーストラリアで適用されているものと同等な輸入規制のあるニュージーランドからのみ許可されている。動物 TSE に対するパッシブサーベイランスは、オーストラリアの制度の重要な構成要素であり続けている。

海綿状脳症は、1992 年、西オーストラリアの動物園のチーターに診断を下された。チーターは 1986 年に英国のマーウェル動物園で出生し、兄弟二匹とともに、1989 年オーストラリアに輸入され、当時より A クラスの動物園の検疫所に収容されていた。マーウェル動物園では、間引きされた動物の死骸を、園内の他の動物（特に猫科や犬科）に餌として与える「フィード・イン」を実行していた。感染した動物およびその兄弟二匹は、安楽死となった。2002 年には、二件目の海綿状脳症が、メルボルン動物園で突然死亡した、一匹の輸入アジアゴールデンキャットに認められた。この動物は、1998 年に欧州より輸入されたものであった。この動物が以前飼われていた動物園がある欧州の 2 カ国に問い合わせたが、感染が欧州内で起こったということ以外に、TSE 因子の感染源を特定することはできなかった。死後所見としては、膵臓疾患と腹膜炎が死因として挙げられた。病理組織学的所見としては、偶然の発見ではあったが、脳のいたるところで海綿状変化が見られた。オーストラリア動物衛生研究所 (AAHL) およびワールド・リファレンス・ラボラトリーにて組織の更なる分析が行われ、海綿状脳症と断定された。オーストラリアでは、これら以外に動物 TSE の症例は存在しない。慢性消耗病、伝達性ミンク脳症、および猫海綿状脳症については、オーストラリアでは報告されていない。

2.4.2 国内防疫規制の概要

オーストラリアにおける獣医機関については、I.追加資料 2.4.2 の添付 1に記す。オーストラリアでは毎年、国家動物感染症予防対策が報告される。「オーストラリアにおける動物衛生報告 2006」を、I.追加資料 2.4.2 の添付 2に記す。

オーストラリアにおける、BSE が疑われるあるいは確証された症例への対応としては、オーストラリアの全ての州および領土で報告が必須である疾病の一つとして数えられている。それに加え、緊急の動物疾病が発生した場合、それぞれの州および領土は、その調査および対応において総合的な法的権力を持つとしている。緊急の動物疾病の発生への対応は、オーストラリア獣医緊急計画（AUSVETPLAN）にもとづく。AUSVETPLAN の要約文書である、BSE 対応 AUSVETPLAN マニュアルを、I.追加資料 2.4.2 の添付 3 および添付 4に記す。AUSVETPLAN マニュアルでは、膨大な数の緊急の動物疾病に対する健全な分析、連携方針、方策、実施、調整、緊急対応計画にもとづいたガイドラインが提供されている。AUSVETPLAN マニュアルは定期的に見直され、豪州動物衛生局のホームページに載せられている。（www.animalhealthaustralia.com.au）

これらの専門的対応策が実行される包括契約が、緊急動物疾病（EAD）対応協定である。この協定は、緊急動物疾病の侵入に国が準備、対応ができる能力を有意に高めている。連邦、州および領土の行政機関や家畜産業団体はこの協定によりまとめられ、緊急動物疾病に対抗するための以下の対策を組み合わせるといふ、革新的な手段を得るに至った。対策とは、すべての団体が、これらの対応を協力的に決定し導くことのできる知識と権限を持つ代表者を通して、緊急動物疾病対策に参加することを約束する。すべての団体が、生物安全企画の作成と実行を通して緊急動物疾病が発現するリスクを最小限に留められるよう、すべての妥当な段階を踏むことを約束する。すべての団体が、緊急動物疾病をすばやく見つけ効果的に対応することを確認する能力を維持することを約束する。そして、すべての団体が、発生した EAD に対応するための必要経費に出資することを約束する、などを含む。その分担されるべき費用については、協定のもと決定される。その協定による費用分担に含まれる補償金は、州または領土の、その法域によって異なる法律のもとに経営者に支払われる補償とは別のものである。研修は重要な準備および対応の効果効率の一部であり、協定は緊急動物疾病対策に携わる研修員を備える。この協定は、常に見直されるものとする。

緊急の場合への対応は、緊急動物疾病のための諮問委員会（CCEAD）によりコーディネートされる。この委員会は、オーストラリア国、州および領土の行政機関からの獣医部長、オーストラリア動物衛生研究所所長、そして家畜産業の技術部代表者からなる。CCEAD は、最も効果的に専門的対応が実施されていることを確認することを支えている。

それぞれの州および領土において、緊急動物疾病の発生事例を扱う実行能力は、それぞれの法域における公共安全サービスまたは州緊急サービスに属する緊急動物疾病対策委員会によってまかなわれている。この体制は、緊急事象に対応する農業および動物衛生機関をサポートするための広い範囲の材料を総括する。

家畜生産者および所属産業は、緊急疾病の最新調査において重要な役割を果たし、以下によりそのリスクを低減させる。

- 農場内で生物安全対策を適応する。
- EAD 対応協定のもとにパートナーシップの役割に備える。
- 緊急動物疾病による商業的崩壊と損失をカバーするための産業臨時対応策の作成に貢献する。

伝達性海綿状脳症非存在確認プログラム（TSEFAP）は、動物 TSE リスク低減策の国内の管理について規定する。TSEFAP 運営の要約については、I.追加資料 2.4.2 の添付 5に示される。

3 BSE サーベイランス (サーベイランスによる検証)

3.1 母集団の構造

3.1.1 反すう動物の飼養実態

牛母集団に関する主要データ

		全月齢[頭数](1)				
		雄		雌		
		肉牛(2)	種畜牛(3)	肉牛(4)	乳牛(5)	種畜牛(6)
1986	頭数	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)
	月齢*(7)	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし
1991	頭数	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)
	月齢*(7)	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし
1996	頭数	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)
	月齢*(7)	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし
2001	頭数	5,823,000	591,000	12,007,000	2,176,000	15,224,000
	月齢*(7)	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし
2006(8)	頭数	6,126,000	721,000	13,456,000	1,881,000	15,337,245
	月齢*(7)	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし

(月齢* : と畜時平均月齢)

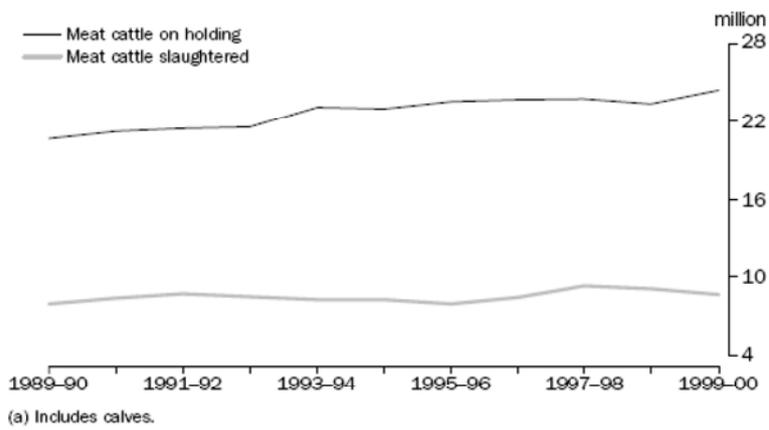
用途が 2 つの個体は、乳牛の欄に含めるものとする。さらに、使役牛など他の種類の牛についても適宜情報を添付すること。

- (1) 上記の表のデータは、デイリー・オーストラリア、豪州食肉家畜生産者事業団、オーストラリア統計局より得られ、オーストラリアにおける牛の記録として管理されたものである。
その性質上、上記の統計は、表上に記載されている欄の表題と完全に一致していないことがあるかもしれない。
オーストラリアの牛は、肉用または乳用動物のいずれかに類別されている。
肉用牛については、月齢 12 ヶ月以内のもの、未去勢の雄牛、それ以外の雄牛、そして雌牛とさらに分類されている。
乳用牛については、乳の出る牛、出ない牛、それ以外（子牛、未去勢の雄牛、未出産の若い雌牛）と分けられている。
- (2) すべての未去勢の雄牛を除く、一歳またはそれ以上の雄肉用牛（去勢雄）
- (3) 2001 年では、肉用の未去勢の雄牛で一歳またはそれ以上のものすべて。
2006 年では、肉用の未去勢の雄牛または未去勢の雄の子牛で繁殖目的として使用される・されたもの
- (4) 一歳またはそれ以上の、肉用牛または未出産の若い雌牛
- (5) 乳用牛で、乳の出るもの、出ないもの（通常、月齢 14 ヶ月以上）
- (6) 一歳またはそれ以上の肉用牛または未出産の若い雌牛、および乳用牛で乳の出るもの、出ないもの数を加えたもの
- (7) オーストラリアにてと畜された牛は、年齢ではなく、と体の重量によって分類されている。（項目 II、1.2 参照）
- (8) 予備データのみ
- (9) データとしては存在しないが、肉用牛および乳用牛群の大きさが以下の 2 つのグラフ、8.2 および 8.4 に示唆されている。

8.2 MILK CATTLE ON HOLDING



8.4 MEAT CATTLE ON HOLDING AND SLAUGHTERINGS(a)



Source: Agriculture 1999-2000, ABS.

3.2 BSE サーベイランスの概要

●BSE サーベイランス制度はあるか？

○□はい→3.2.1 へ/□いいえ→3.3 認知プログラムへ

3.2.1 サーベイランス制度の概要および規則（法令）

3.2.1.1 制度の概要について

(1)実施対象及び実施範囲

サーベイランス実施対象（「通常と畜牛」、「死亡牛」、「不慮の事故によると畜牛」、「臨床的に疑われる牛」、その他（分類があれば））についての定義及びサーベイランス実施範囲（「農場」、「家畜市場」、「と畜場」）について

オーストラリアの BSE サーベイランスシステムは OIE が提案する条件を満たすものである。

BSE サーベイランスの主な焦点は、「農場でサンプリングされた、臨床症状が一致する牛」（OIE 分類では「臨床的に疑われる牛」）にある。

国家 TSE サーベイランスプログラム（NTSESP）のもとサンプリングされる際は、これらの牛は AUSVETPLAN にあるように、BSE の疑いとは定義されずに、むしろ臨床症状が一致している（つまり臨床所見が BSE と一致する動物）とされる。

「死亡牛」または「不慮の事故によると畜牛」（OIE 定義による）も同じく、食肉処理場などの家畜集積場においてサーベイランスの対象となる。

「通常と畜牛」はサーベイランスには含まれない。

(2)カテゴリー別の年間母集団（概数）

（2006 年）（頭）

カテゴリー(1)	
通常と畜牛	8,500,000
死亡牛	870,000（限られたサーベイランスからの推定）
不慮の事故によると畜牛	8,000（限られたサーベイランスからの推定）
臨床的に疑われる牛	不明
合計	約 9,000,000

※上記カテゴリーは OIE による区分。このカテゴリーに当てはまらない場合は、自国のカテゴリーをそれぞれ記載すること。

(1) 分類においては、月齢 30 ヶ月以上の牛のみならず、すべての年齢の牛が対象となる。

オーストラリアにてと畜された牛は、年齢ではなくと体の重量によって分類されている。

(3)サーベイランス計画の策定根拠（考え方）

オーストラリアには TSE のサーベイランスシステムが存在する。

BSE へのアクティブサーベイランスは 1990 年より開始され、TSE 非存在確認プログラム（TSEFAP）の中心活動である国家 TSE サーベイランスプログラム（NTSESP）の発展とともに 1998 年に修正された。

このプログラムの最重要目的は、OIE 陸生動物衛生規約のもとに一貫した TSE サーベイランスシステムを維持することにより貿易を支援し、オーストラリア産の牛、羊および製品にはこれらの疾病が存在しないと貿易相手に証明することである。

NTSESP は、貿易対象となる動物や製品、動物生産効率や公衆衛生に関するリスクを評価及び管理し、費用効率が低いサーベイランスの情報を提供するという目的で、オーストラリアにおける全体的な疾病調査の試みを構成する一要素である。

全体的なシステムには、一般的なサーベイランスと対象を絞ったサーベイランスの両方が含まれる。一般的なサーベイランスは広範囲にわたる活動となっており、予測不能な変化を認識するため家畜の疾病経過観察を継続的に行っている。

活動には、食肉処理場におけると畜前後の検査、動物を売買する市場およびその他の集積場にお

ける検査、私設のまたは行政機関から派遣された獣医による農場訪問、臨床試験結果などが含まれる。

NTSESP は、すべての種属の動物の神経系疾患に対する一般的なサーベイランスで、不可解な神経所見を伴う症例の経過を徹底検証することにより補われている。

その徹底した経過調査により、TSE ではないまれな神経症状がこれまでいくつか認められているが、遺伝性疾患、植物性中毒、感染症、筋骨格症状などで TSE と似通った所見があった。

これらは稀であり、地理的な隔離およびまたは特異な状況によるオーストラリア特有のものである。

このような症状を解明することにより、オーストラリアにおける調査での総合的なアプローチが稀な神経系疾病をも特定し、TSE の可能性を除外することに繋がるということが更に明らかになった。

NTSESP は対象をしぼったサーベイランスプログラムであり、その毎年のサンプリングでは、100万頭の成牛のうち最低一頭に BSE が存在したとして、99%の信頼性でそれを検出できるようデザインされており、OIE 陸生動物衛生規約の追加資料 3.8.4 と一致している。

これは OIE 陸生動物衛生規約にもとづき、毎年、BSE と同様の神経障害の臨床所見がみられる最低 400 頭の牛から脳を収集し、臨床試験を行った結果である。

サーベイランスプログラムは、最新版 OIE 陸生動物衛生規約の追加資料 3.8.4 で求められているとおり、収集されたサンプルにポイントを割り当てるため、2007 年にグレードアップされた。

病理検体は TSE 試験をして鑑別診断を得るため、オーストラリア中の研究所に提出される。

州・領土の研究所においてスクリーニング試験が行われたあと、必要であればオーストラリア動物衛生研究所 (AAHL) にて確認試験が行われる。

神経系疾患やその他の疾患の診断を得るため、広くその他の診断方法が用いられることもある。

試験結果は NTSESP のデータベースに定期的にアップロードされ、その要約は豪州動物衛生局のホームページ (<http://www.animalhealthaustralia.com.au>) にて公表されている。

試験結果の要約は、「国家動物衛生情報システム」および年ごとの「オーストラリアにおける動物衛生報告」(I.追加資料 2.4.2 の添付 2) においても報告されている。

このプログラムは豪州動物衛生局によって管理され、TSEFAP により企画、実施されている。

「はじめは陰性であった」結果の対応など、プログラムの専門的な詳細については、国家 TSE サーベイランスプログラム—フィールド・オペレーションのための国家ガイドライン (I.追加資料 3.2.1.1 の添付 1) に記されている。

このガイドラインは現在、上記のとおり 2007 年に実施された NTSESP の審査をもとに改定中である。

(4)疑似患畜及び陽性患畜を検出した際の処理に関する規制

オーストラリアにおいて、BSE 症例は一度も確認されていない。

BSE が疑われる、または確認された症例があった場合に参考にすべき対応用ガイドラインの詳細については、I.追加資料 2.4.2 の添付 3 および添付 4 の、AUSVETPLAN 要約文書および BSE 対応 AUSVETPLAN マニュアルに記されている。

3.2.1.2 BSE サーベイランスに関する規則について

規則（法令）の原文を添付すること

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
1989	オーストラリアにおいて BSE は外来のものであり、英国にて初めてその臨床的実態が明らかになった時点より、疑われる症例があった場合は動物衛生機関への報告が義務付けられている。
1990 1998	BSE パッシブサーベイランスの開始 国家 TSE サーベイランスプログラム—フィールド・オペレーションのための国家ガイドライン（ <u>I 追加資料 3.2.1.1 の添付 1</u> ）に明記されているように、OIE ガイドラインにもとづき、国家 TSE サーベイランスプログラム内の BSE アクティブサーベイランスが開始される。

(2) 罰則規定

報告されるべき動物疾病についての、タスマニア、南オーストラリア、ビクトリアにおける権限と処罰の例は、I 追加資料 3.2.1.2 の添付 1 に記されている。その他の法域においても同様の条項があり、それらは必要に応じて提供されるものとする。
動物および食肉の検査での AQIS 検査官の権限については、I 追加資料 3.2.1.2 の添付 2 に記されている。

3.2.1.3 サーベイランスの実施主体

州および領土行政機関
と畜場の AQIS。そこで AQIS により食肉検査が行われる。

3.2.2 サーベイランスの成績

3.2.2.1 実施頭数

(1) サーベイランス実施年ごとの頭数可能ならば、受動的／能動的サーベイランスに分けて記載)

(検査頭数)

年次	通常と畜牛	死亡牛	不慮の事故によると畜牛	臨床的に疑われる牛	合計
1986	0	0	0	0	0
1987	0	0	0	0	0
1988	0	0	0	0	0
1989	0	0	0	0	0
1990-1997 パッシブ	0	0	0	3319	3319
1998 アクティブ	0	0	0	337	337
1999 アクティブ	0	0	0	458	458
2000 アクティブ	0	0	0	560	560
2001 アクティブ	802	438	81	502	1823
2002 アクティブ	0	0	0	439	439
2003 アクティブ	0	150	0	460	610
2004 アクティブ	0	201	220	445	866
2005 アクティブ	0	718	1587	482	2787
2006 アクティブ	0	641	760	497	1898
2007 (年間の一部分のみ) アクティブ	0	232	0	263	485

※上記カテゴリーは OIE による区分。このカテゴリーに当てはまらない場合は、自国のカテゴリーをそれぞれ記載すること。

(2)生まれ年別の頭数

(可能ならば、受動的／能動的サーベイランスに分けて記載)

(検査頭数)

年次	通常と畜牛	死亡牛	不慮の事故によると畜牛	臨床的に疑われる牛	合計
1986					
1987					
1988					
1989					
1990					
1991					
1992					
1993					
1994					
1995					
1996					
1997					
1998					
1999					
2000					
2001					
2002					
2003					
2004					
2005					
2006					
2007					

※上記カテゴリーは OIE による区分。このカテゴリーに当てはまらない場合は、自国のカテゴリーをそれぞれ記載すること。

NTSESP において収集されたサンプルについては、牛の生年を記録せず、推定年齢のみを記録する。1997 年からの異なるサーベイランス分類による平均年齢のデータを下記に記す。

年齢	死亡牛	不慮の事故によると畜牛	臨床的に疑われる牛
< 2 歳	0%	0%	0%
2 歳 ≤ 年齢 < 4 歳	10%	6%	31%
4 歳 ≤ 年齢 < 7 歳	41%	19%	43%
7 歳 ≤ 年齢 < 9 歳	38.5%	58%	25.8%
9 歳 ≤	5.5%	12%	0.2%
不明	5%	4%	0%

3.2.2.2 地理的分布状況

(検査頭数 2006年)

地域名 **	地域内の州	カテゴリー*				合計
		通常と畜牛	死亡牛	不慮の事故によ ると畜牛	臨床的に 疑われる牛	
該当なし	1.New South Wales	0	85	148	91	324
	2.Northern Territory	0	3	14	22	39
	3.Queensland	0	56	245	209	510
	4.South Australia	0	21	12	24	57
	5.Tasmania	0	17	73	10	100
	6.Victoria	0	405	103	103	611
	7.Western Australia	0	20	68	38	126
	8.不明		34	97	0	131
合計			641	760	497	1898

※サンプル抽出の妥当性を確認するため、可能であれば、地域ごとにいくつかに分類すること。

*カテゴリー：上記の表中のカテゴリー項目は、OIE 基準に基づいている。もしこのカテゴリーが日本の分類と異なる場合は日本のものに置き換えていただきたい。

**いくつかのゾーンは、地理的サーベイランス集団目的で地形をふまえておおまかに分けたもの
(例：北東、南西、中央、島 等)

3.2.3 試料採取した牛の年齢の特定に適用された方法及び各方法の割合 (個体識別、歯列、指定される他の方法)を示すこと

サンプリングされた牛の年齢を推定するにあたり、歯列の状態および、農場でサンプリングされた牛については農場の記録が使用され、要求に応じ月齢 30 ヶ月以上であることを確認する。

3.2.4 検査手法

3.2.4.1 検査材料採取手法 (採取を行う者に関する情報 (資格、その他) を含む) 及びガイドライン

臨床症状が一致する牛より収集されるサンプルには、脳全体および脳幹が含まれる。

その手順については、I.追加資料 3.2.1.1 の添付 1に記し、ビデオは I.追加資料 3.3.3 の CD により閲覧が可能である。

死亡牛および不慮の事故によくと畜牛から収集されたサンプルは脳幹であり、収集には「スプーン」が使用される。

I.追加資料 3.3.3 の CD によりビデオでの閲覧が可能である。

また、手順については、I.追加資料 3.2.4.1 の添付 1に記す。

3.2.4.2 一次検査から確定診断までの一連の流れ

作業工程についての詳細は、I.追加資料 3.2.1.1 の添付 1に記す。

3.2.4.3 検査手法（一次検査、確認検査）

検査のマニュアルを添付すること

当該手法はいつから用いられているのか

一次検査及び確認検査手法として承認されている検査キットがあれば明記すること

すべてのオーストラリア政府獣医学研究所は国際基準を満たさなければならない。
オーストラリア試験所認定機関（NATA）は、このプロセスを獣医学研究所の ISO/IEC 17025-2005 基準（試験所および校正機関の能力に関する一般要求事項）に加えた。

NATA はその基準の実行を指導する委任専門諮問委員会を提供している。

また、NATA は国際試験所認定機関協力機構の一部であり、その団体との協定に従うものとする。

動物衛生研究所基準小委員会（SCAHLs）は、総合的な一連のオーストラリア・ニュージーランド標準診断手順（ANZSDP）を保持し、そのうちの一つは BSE 対応である。（I追加資料 3.2.4.3 の添付 1）

改訂版および新表題は、OIE により推奨される手順に添う形で、必要に応じてこの団体より発行される。

BSE に対する ANZSDP は、迅速試験の記述を加えるため現在更新中である。

固定処理された全脳および未固定の頸髄のサンプルは、神経所見の確定診断に補助的に用いるために得られたその他の組織サンプルとともに、臨床症状が一致した牛より収集される。

スクリーニング試験は病理組織学的に行われる。

未固定の頸髄のサンプルは死亡牛または不慮の事故によると畜牛より収集される。

スクリーニング試験はバイオラド社の TeSeE またはプリオニクス社ウエスタン・プロットによって行われる。

必要であれば、オーストラリア動物衛生研究所において主に免疫組織化学を用いた確認試験が実施されるが、場合によっては他の方法（プリオニクス社ウエスタン・プロット、電子顕微鏡、マウスへの脳内接種による BSE 因子の分離など）も存在する。

3.2.4.4 検査施設（認証されている施設であること）

一次試験実施機関数	12
確認試験実施機関数	1

3.2.4.5 確認検査の判定体制（判定者の専門性及び人数を明記）

スタッフメンバー1

- 応用科学学士（医療実験）
- オーストラリア医療研究技術大学（Australian Institute of Medical Laboratory Technologists）研究員

- ビクトリア州組織学グループ（Histology Group of Victoria）所属

- その他の研修：

内部監査

組織検定のための冷凍固定検体の処理

特別染色技術および結果の解釈

免疫組織化学技術/解釈

免疫法によるプリオンの検出（免疫組織化学）

ウエスタン・プロット（すべての試験相において）

UKNEQAS の細胞病理技法の技能成試験

スタッフメンバー2

- 応用科学免状（科学研究所）

- その他の研修：

組織検定のための固定検体の処理
 免疫組織化学（技術）
 免疫法によるプリオンの検出（免疫組織化学）
 ELISAによるプリオンタンパク質の検出

スタッフメンバー3

- 応用科学短期大学免状（実験操作）
- その他の研修：
 - プリオニクス - チェック BSE 試験の操作
 - 免疫法によるプリオンの検出（ELISA、ウエスタン・ブロットを含む）
 - 生物検定法によるプリオンタンパクの検出
 - 酵素免疫測定法

スタッフメンバー4

- 獣医学学士（シドニー大学）
- 獣医臨床学免状（シドニー大学）
- 獣医学修士（シドニー大学）
- 博士（シドニー大学）
- ロイヤルカレッジ獣医外科学部所属
- オーストラリア獣医協会所属
- オーストラリア獣医病理学会会員、獣医病理学専門家（ロイヤルカレッジ獣医外科学部 1991—2002）
- 獣医病理学専門家、一般病理学、解剖病理学、臨床病理学（ビクトリア州獣医学評議会 1994—現在）
- その他の研修
 - プリオン疾病病変の組織学的同定
 - 免疫法によるプリオンの検出（ウエスタン・ブロット、免疫組織化学を含む）
 - 生物検定法によるプリオンタンパクの検出
 - 解剖病理
 - 免疫組織化学
 - 組織学的解釈

スタッフメンバー5

- 獣医学学士（ジンバブエ大学）
- 博士（ジンバブエ大学）
- その他の研修
 - プリオン疾病病変の組織学的同定
 - 免疫法によるプリオンの検出（ウエスタン・ブロット、免疫組織化学を含む）
 - 生物検定法によるプリオンタンパクの検出
 - 解剖病理
 - 免疫組織化学
 - 組織学的解釈

スタッフメンバー6

- 農業科学学士（ラトローブ大学）
- 科学分野での大学院免状（ラトローブ大学）
- 熟練内部監査員（プリオニクス - チェック BSE 試験の操作の研修を受けた）
- その他の研修
 - 免疫法によるプリオンの検出（ウエスタン・ブロットを含む）
 - 生物検定法によるプリオンタンパクの検出
 - 酵素免疫測定法

3.3 BSE 認知プログラム

●BSE 認知プログラムが存在するか？

○□はい→以下の問い 3.3.1 へ/□いいえ→3.4 BSE が疑われるすべての牛の調査及び届出義務へ

3.3.1 BSE 認知プログラムの開始時期、及びその継続的な実施ならびに対象地域を示すこと

オーストラリアには、農場から食肉処理場までの家畜生産チェーンのすべての段階において、BSE 対策の一連の教育および認知プログラムがある。

これらのプログラムは連邦、州および領土の行政機関、大学、農業または技術専門学校、オーストラリア獣医協会、豪州動物衛生局および家畜産業団体などによって実施されている。

これらは、緊急動物疾病に対するオーストラリアの全体的なサーベイランスプログラムに含まれる報告やその他の手順など、教育的または普及活動背景に対して実施されている。

獣医師、農家および輸送、販売、と畜に携わる一人ひとりに、牛、羊および山羊における神経系疾病の報告をするよう呼びかけている。

オーストラリアでは、稀な動物疾病およびその発生率についての研究に対するサーベイランスシステムが展開されてきた。

家畜生産チェーンのすべての段階において高いレベルの認知を促すことは、オーストラリアの動物疾病モニタリングおよびサーベイランスプログラムを支えることに繋がる。

牛の脳の試験を含む BSE に対するサーベイランスプログラムは、1990 年に実施された。

このプログラムは、適切な国際基準と見込みを反映させるため、当時のものより修正されている。この追加サーベイランスは、狂犬病などの神経所見をもたらす土着および外来の疾病を排除するため、病理組織学的試験による実験成果の通常のモニタリング情報を補っている。

1980 年代後半、特に、BSE が疑われる症例にみられる臨床所見について、より科学的な情報が出回りはじめてから、オーストラリアの獣医学専門家たちの間で BSE の認知は高いものとなった。DAFF は、BSE について学ぶため、幾人かの行政機関所属の獣医師を、英国農林水産食品省での 3 ヶ月の交換研修のために英国へと送った。

その結果、1989 年、オーストラリアにおける行政機関所属の獣医師に配布するための小冊子が出版された。(そのコピーについては、I.追加資料 3.3.1、添付 1 参照)。

BSE に伴う臨床所見の研究は、オーストラリアの獣医学部においてカリキュラムとして組み込まれている。

NTSESP、DAFF、州および領土の行政機関、AHA、大手の家畜産業団体などさまざまな集団による多くの教育および研修プログラムが、現在も進行中である。

この高いレベルの認知および研修が、BSE のリスクが無視できる国とされる国際基準を満たすためにオーストラリア国が費やしている努力の主要要素であるといえるだろう。

主な認知および研修プログラムの詳細については下に記されている。さらに深い詳細については、研修教材が下記で求められる。

http://www.animalhealthaustralia.com.au/aahc/programs/adsp/tsefap/tse_training.cfm

オーストラリアの獣医病理学者たちは、専門的研修プログラムに出席しており、BSE およびスクレイピーの認知は高いレベルにある。

多く病理学者は、オーストラリアの獣医大学の病理生物学部に（試験に合格し）所属しており、米国の国家資格を持つものもいる。

大学院での研修および専門分野習得への受け入れには、通常、TSE 項目の試験が課される。

オーストラリア動物衛生研究所 (AAHL) の研究員たちをはじめとし、多くのオーストラリア人科学者が海外で勉強または働いたことがあり、TSE にかかった動物の組織の試験をじかに経験している。

AAHL は 2 つのビデオを製作し配布した。

はじめの「牛海綿状脳症」は 1990 年に作られ、次の「伝達物語 (スクレイピーと牛海綿状脳症)」

は 1992 年に作成され、情報シートも添えられていた。

オーストラリアにおける獣医病理学者たちは、BSE が鑑別診断に含まれるいくつかの土着の牛中枢神経系疾病の存在により、牛の中枢神経系障害の診断において豊富な経験を持っている。これらの疾病には、細菌性脳性（リステリア症など）、肝性脳症、ポリオ脳軟化症、通年性ライグラススタッガー、スワインソナ属（ダーリングピー）およびその他の植物性中毒、鉛中毒、占拠性病変などが含まれる。

獣医病理学者たちは、スクレイピーや BSE に対し高いレベルの認知を持ち、神経性症候群の鑑別診断にはこれらの疾病を常に考慮に入れている。

現在も進行中の研修プログラムの一環として、二人の病理学者が、1996 年の 9 月から 10 月にかけて BSE およびスクレイピー診断について更に研修を積むために渡英した。

1996 年 11 月、ウェイブリッジの英国中央獣医学研究所のウェルズ博士（Dr. G. Wells）が、オーストラリアおよびニュージーランドの獣医病理学者のために、これらの疾病についてのワークショップを開いた。

セカンドオピニオンが必要とみなされたときには、切片は他の病理学専門家によって再検査される。

AAHL の病理学者および技術者は、欧州で動物 TSE を検出する迅速な診断技術を学び身につけている。AAHL の研究所に在籍する獣医師のための研修コースには、動物 TSE の臨床および検査診断の考察が含まれている。

オーストラリア国は歴史的にも農業に深く依存してきたため、動物の TSE に関してはすべての行政機関において高い関心が寄せられてきた。

それゆえに、動物の TSE の感染を予防するため素早く断固としたコントロール対策を打ち出してきた。

動物の TSE に関する国際的発展を継続してモニタリングおよびアセスメントするため、いくつかの委員会が設置された。

また、オーストラリア政府の諮問委員会により、FMD や BSE 疾病を含む主要な動物衛生危機に対するすべての行政対策が、積極的に見直されている。

動物 TSE の認知および診断における研修は、オーストラリアにおいて獣医学教育の重要な部分をしめ、動物の神経障害の診断能力は、獣医外科医師として登録する際には必須である。

獣医外科医は、獣医師として働く州または領土において登録されなければならない。現場の獣医師への研修コースは AAHL にて 6 ヶ月ごとに行われ、動物の TSE の臨床および検査診断を含む。

オーストラリアの州および領土当局は、家畜産業関係者に対し、動物における TSE の臨床所見について認知を引き上げるためのプログラムを実施している。

DAFF および州・領土当局は、引き続き、人の食用にと畜された動物のと畜前およびと畜後の検査を行う獣医師に対し、TSE の臨床所見を認知するための意識研修を行っている。

AHA は、NTSESP を通して国家の認知向上運動をコーディネートしている。

産業団体は、認知向上プログラムをメディアや情報版、ホームページなどを通して農家および畜産業者向けに行っている。

小冊子も作成され、NTSESP を強調するため生産者の間で広く配布されている。

私設の獣医師は、現在進行中である認知向上研修に参加し、動物の TSE の通常の特徴が、オーストラリア獣医学ジャーナルなどの獣医学雑誌に紹介されている。

国家の認知向上に伴う責任は、以下のように分けられる。

- 連邦政府は、輸出用食肉処理場において、認知を高め研修を催す。
- 州・領土当局は、国内用食肉処理場において、認知を高め研修を催す。
- 大手産業団体は、適切な機会に会員にアドバイスを与えることを責務とする。
- 豪州動物衛生局は、一貫した国家のアプローチを確認するため、一般的な BSE についての広報

材料を必要に応じコーディネートすることを責務とする。

(http://www.animalhealthaustralia.com.au/programs/adsp/tsefap/tsefap_home.cfm)

- BSE 情報はオーストラリア国農林水産省のホームページでも得ることができる。

(<http://www.daff.gov.au/bse>)

DAFF は輸出用食肉処理場において、BSE に関する情報を AQIS の獣医師および技術者に提供した。これには、脳除去および臨床所見についてのガイドラインが含まれており、直接一対一でメンバーとやりとりをしながらフォローがされる。

DAFF は、州のコーディネーターとも連携しながら州の問題に取り組んでいる。

DAFF は、輸出用食肉処理場において、すべての AQIS スタッフと AQIS の地方事務所に研修ビデオ (TSE サーベイランスおよび国家 TSE サーベイランスプログラムのための、牛および羊における脳除去技術) を配布している。

このプログラムに携わるすべての機関にも、ビデオ「プリオニクス、テストトライアルプログラム」が配られた。

さらに、個人的な研修の機会が、オーストラリアにおけるプリオニクスチェックテストのフィールドトライアル (国家 TSE サーベイランスプログラム、TSE サーベイランスおよびプリオニクステストトライアルプログラムのための牛および羊における脳除去技術) に携わるすべての獣医師に与えられた。

研修の成果を確実にするための CD も広く配布されている (I.追加資料 3.3.3 の添付 1)

大手産業団体は、適切な機会に、TSE および NTSESP 問題についてのアドバイスを会員に与えている。

これには、適切な発行物によるプログラムの結果の定期的なアップデートが含まれ、さらに、必要であれば、州会員団体に対して、生産者の間で認知を向上させるようリクエストすることなども含まれている。

豪州食肉家畜生産者事業団もまたホームページに情報を記載している (<http://www.mla.com.au>)。

反芻動物用飼料禁止令に関する主要な教育キャンペーンが、政府機関・産業により行われており、これには当該禁止令の法的条件のアウトラインを紹介する小冊子の配布などが含まれる。

豪州動物衛生局は、進行中の普及活動のための NTSESP ビジネスプランにおいて基金を分配しており、以下が含まれる。

- 豪州動物衛生局の TSEFAP ホームページにおける NTSESP 項目の開発

(http://www.animalhealthaustralia.com.au/aahc/programs/adsp/tsefap/tse_ntsefp.cfm)

- 動物衛生四半期サーベイランスで発行される四半期結果

- 国家動物衛生情報システムに提出される四半期データ

- 豪州動物衛生局の運用報告書に含まれる NTSESP 情報

- オーストラリアにおける動物衛生の年間報告に含まれる NTSESP 情報

オーストラリア獣医協会は会員に対し、動物の TSE に関する最新情報を提供し、それには以下が含まれる。

- オーストラリア獣医協会地域集会および会議における議論

- オーストラリア獣医協会定期会議におけるプレゼンテーション

- オーストラリア獣医ジャーナルの更新

- 国家および地域レベルの TSE に関するワークショップおよびセミナーへの参加

オーストラリア動物衛生研究所は、動物の TSE の診断に携わる州研究所に所属する技術者のために、研修および認知向上プログラムを実施する。

すべての州および領土における農業局は認知向上運動を実施し、多数の印刷物による普及活動の例を紹介した。

特定の州および領土において実施された活動の例については、必要であれば提供が可能である。

3.3.2 BSE 認知プログラムに関与している関係者（獣医師、生産者、競売場職員、と畜場職員等）及び人数

上記の項目 3.3.1 を参照。参加者数またはこれらの普及活動に及んだ人数を提出することは不可能である。

3.3.3 関係者に対する研修の有無

ある場合、その開始時期、場所、研修に用いられる資料の種類（説明書、裏付け文書、その他の教材）について

上記の項目 3.3.1 にあるように、1989 年より BSE 臨床所見およびサンプル提出について大量の研修資料が作成された。資料の実例（臨床所見、症状、オーストラリアにおける TSE 試験方法）は、同様に広く配布された CD にまとめられた。（I.追加資料 3.3.3 の添付 1）。これらの資料のいくつかは、以下からも得られる。

http://www.animalhealthaustralia.com.au/aahc/programs/adsp/tsefap/tse_training.cfm

3.3.4 BSE が確認された場合の対応

オーストラリアにおいて、BSE 症例は一度も確認されていない。BSE が疑われる、または確認された症例があった場合に参考にすべき対応用ガイドラインの詳細については、I.追加資料 2.4.2 の添付 3 および添付 4 の、AUSVETPLAN 要約文書および BSE 対応 AUSVETPLAN マニュアルに記されている。オーストラリアにおける、緊急動物疾病への対応に関する更なる情報は、上記の I.追加資料 2.4.2 に記されている。

3.4 BSE が疑われるすべての牛の調査及び届出義務

3.4.1 BSE が正式に法定伝染病に指定された日付

BSE は、オーストラリアの全ての州および領土で報告が必須である疾病の一つとして数えられている。

オーストラリアにおいて BSE は常に外来のものであり、英国にて初めてその臨床的実態が明らかになった時点より、疑われる症例があった場合は動物衛生機関への報告が義務付けられている。

報告は、動物の所持者または担当者、獣医および研究員に課される法的な必要条件であり、それらの人物はそのような疾病が診断された、または疑われる場合は行政機関へ通告するよう義務付けられている。

オーストラリアの州および領土の行政機関は、家畜産業に携わる人物に対し、家畜産業に関わる動物における TSE の臨床所見への認知を高めるプログラムを実施している。

3.4.2 届出義務のある BSE が疑われる牛の基準に関する説明と、その設定の経緯について

BSE サーベイランスの焦点は、「臨床症状が一致する」牛（OIE 分類では臨床的に疑いがあるもの）にあり、その詳細については、上記の項目 3.2.1.1 および I.追加資料 3.2.1.1 の添付 1 に示す。

BSE が疑われる動物に対する基準については、BSE 対応 AUSVETPLAN マニュアルに記載されている。（「1.4 項の記述にある通り、別の診断が確証されるまでの、BSE と一致する既往、臨床所見および組織学的変化のみられるウシ属またはスイギュウ属の動物、

または、

プリオニクステストのような、高感度で特異性の高いスクリーニング試験で陽性であった動物」)

3.4.3 届出義務の推進策（届出を確実に履行する／義務付けるための措置）及び BSE が疑われる牛を報告しなかった場合の罰則の概要について、その設定の経緯を含む説明

上記 3.2.1.2 参照

3.4.4 BSE が疑われる牛の調査方法の手順書および陽性結果の追跡調査について

上記 3.3.4 参照

3.4.5 調査対象に該当する個体を報告した場合の補償の有無 ある場合は開始時期とその補償金額

NTSESP を支援するため、農家および獣医に補償金が支払われている。サンプリング対象に該当する動物について報告した農家には 150 ドルが支払われ、サンプルを収集する獣医には 200 ドルが支払われる。近い将来、農家への支払いは 300 ドルに増やされる見通しで、獣医への支払いについては現在増やす方向で検討されている。どのようにこの支払いが起こるかについての更なる詳細は、フィールド・オペレーションのための国家ガイドライン（I.追加資料 3.2.1.1 の添付 1）に記されている。

II 牛肉及び牛の内臓のリスク評価に必要な情報

1 と畜対象

1.1 トレーサビリティ

1.1.1 個体識別規制の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について以下を明記。規則（法令）の原文を添付すること

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
1960 年代	<p>ここ数十年、牛の個体識別および追跡は、オーストラリアの州および領土の行政機関により施行された制度により、所有（農場）登録をもとに行われてきた。より最近では、これらの制度は、農場内品質保証プログラムや、1996 年より開始された自発的な全国出荷証明（NVD）制度など、産業主体の施策により補強されている。これらの制度の更なる詳細については、<u>II. 追加資料 1.1.1 の添付 1</u> に記されている。</p> <p>牛の個体識別は、1999 年に自発的に導入され 2005 年 7 月に必須となった国家家畜識別施策（NLIS）によりさらに確立された。オーストラリアの全ての州および領土は、所有登録および動物個体識別に関する独自の法律を持っている。オーストラリアにおいて牛を扱うすべての農場は、該当する州または領土の農業局に登録されなければならない、所有識別番号（PIC）がそれぞれの農場に割りあてられる。</p> <p>尾標 最近まで、尾標はオーストラリアのすべての州および領土で必須であった。これらは、所有登録に関連して移動管理の際に重要であった。また、尾標により、病気の動物や、農業用または動物用化学物質の残留物質を持つ動物の、過去の飼育地を追跡することができた。尾標制度は 1960 年代後半、西オーストラリア（WA）州で牛肺疫を撲滅するためのキャンペーンの最終段階に導入された。その後、1960 年代と 1970 年代には、牛ブルセラ病や牛結核病の撲滅キャンペーン中に、尾標はすべての州および領土において導入された。オーストラリアにおける尾標制度の効果は、これらの疾病が国内で見事に根絶されたことにより明らかである。</p> <p>牛の所有者は、州や領土のブランド登録機関から登録された所有識別番号を入手しなければならない。耳標は最初の所有者から離れる前に、すべての牛の尾の上につける必要がある。</p> <p>尾標は安く使い方が簡単で、牛が売買やと畜のために移動する際に付けられるようにデザインされたものである。尾標番号は 8 文字（PIC）からなり、州・領土識別番号、チェック番号、出生地域行政域（群、地域、地区）番号、そして最初の所有番号である 4 つの番号を含む。国家動物衛生情報システム（NAHIS）により保管されているものを含み、ほとんどのデータは地域レベルで収集される。NAHIS において報告される地域は、地域行政域またはそれらと同等の区域である。疾病分布の特定の重要性より、疾病の報告には空間的要素が含まれる。</p>

1999-2003	<p>国家家畜個体識別システム オーストラリア政府は 2003 年、赤身肉セクターに、永久的な統一した国家個体識別システムを義務づけた。 赤身肉、特に牛の国際および国内の市場は、広範囲の疾病対策、獣医公共衛生、化学残留物および食品安全の懸念などにより不安定であった。 これらの懸念に取り組むため、オーストラリア政府は、各州および領土において行われていた所有登録・尾標システムの条件に基づき普及した国家家畜個体識別システム（NLIS）の義務化を決定した。 このシステムは、連邦政府、州・領土の行政機関、および家畜産業のコラボレーションから成り立ち、1999 年に導入された自発的な施策が普及し、ある州ではすでに義務となっていた。</p>
2005 年 7 月 1 日	<p>NLIS は 2005 年 7 月 1 日より義務化された。 州政府は、NLIS 手段の使用および誤使用に対する罰則を治める法律により NLIS に根拠を与えた。 現在、すべての法域において NLIS が必須となったことから、尾標は少しずつ姿を消している。 これはすでにビクトリア、南オーストラリア、ニューサウスウェールズおよびクイーンズランドで起こっている。</p> <p>NLIS は、永久的な一生の牛識別システムであり、ラジオ波誘導装置（RFID）技術を用いてそれぞれの動物および出生地を特定識別するものである。 このシステムは、独自の PIC および個々の動物個体識別番号にもとづいている。 この個体識別番号は、耳識別標という形または第一胃・耳識別標のコンビネーションという形で出生地を離れる前に装着される。個体識別標は最も都合のよいマーク時または離乳時に動物の耳に一度だけ付けられる。</p> <p>別の農場、市場、フィードロットおよびと畜場間の牛の移動は、中央 NLIS データベースに記録されるよう法律で定められている。 失ったまたは盗まれた家畜のデータ、および、適切な場合は、必要な際に対応できるよう供給鎖のある時点から得られた残留物および疾病データについても記録する。 市場や加工業者は、牛が販売され得るかどうかが、化学物質残留物状況やその他輸出市場で必要となる情報を得るため NLIS データベースをチェックできる。</p> <p>動物の移動情報がシステムに記録されたのち、それぞれの機関が、動物の数にもよるが一時間あるいは数分以内に個々の動物とその群れの場所を求めることができる。</p> <p>これにより、機関は対象とされた牛をフィールド上でも正確に探し出すことができ、それらと接触のあった動物を識別し、その所有地の飼料と家畜管理状況を調査して、疾病の広がりを制限することが可能である。感染動物を隔離したのち、設定された緊急疾病対策により状況を管理する。</p> <p>NLIS データベースは、政府と産業を援助する豪州食肉家畜生産者事業団により管理されている。 現在 184,000 以上の農場が NLIS に承認された装置を使いデータベースに登録されており、すべての市場、フィードロット、加工業者がそのデータベースを利用する。データベース上は一日平均 7,000 ほどのやりとりがある。 一日に 96,000 頭までの牛の動きがデータベースに記録され、98%のやりとりが 1 時間以内に処理される。</p>

(2)罰則規定

ビクトリア州における州・領土の法律で、該当するものの例を、II.追加資料 1.1.1 の添付 2に記す。
この州の NLIS の施行については、小冊子（ビクトリア州における NLIS の施行規約）内で更に記述されている。
同様の法律がその他全ての州および領土に存在しており、必要に応じて提供される。

1.1.2 個体識別のための登録項目（例：農場名、生年月日、耳標番号、移動情報、飼料給与履歴等）

NLIS データベースに含まれる重要な情報

- 所有個体識別番号（PIC）
- 取り扱い形式
- 発行された NLIS 札番号および日付札

1.1.3 個体識別規制の実施主体及び遵守状況**(1)実施主体**

州および領土当局

(2)個体識別により月齢確認可能な牛の全飼育頭数に対する割合
特記なし

(3)遵守状況確認の方法

州および領土当局はシステム操作をモニターし、システム審査を行う。

(4)確認結果（違反事例（内容）及び違反への対応）

結果は主に教育、警告、および農家が動物に標識をつけていない、運動で報告されていないものがある等の起訴に関係している。

1.1.4 個体識別以外の方法による月齢確認方法**(1)月齢確認方法**

オーストラリアにてと畜された牛は、年齢ではなくと体の重量によって分類されている。
項目 I、3.2.3.に記述されているように、BSE サーベイランスのための牛の年齢の推定には歯列の状態が使われた。
この、歯を用いた方法（II.追加資料 1.1.4 の添付 1）では、すべての動物の年齢を、当方法における感度の範囲の中で決定することができる。

(2)それらの方法ごとに確認される牛の全飼育頭数に対する割合

上記参照

1.2 と畜頭数

月齢・区分ごとのと畜頭数

	BSE が疑われる牛 (1)	12 ヶ月齢超の 健康と畜牛 (2)	その他の牛 (12 ヶ月以下の 通常と畜牛) (2)	全数 (3)
1986	0	7,094,700	788,300	7,883,000
1987	0	7,243,200	804,800	8,048,000
1988	0	6,950,700	772,300	7,723,000
1989	0	7,058,700	784,300	7,843,000
1990	0	7,427,700	825,300	8,253,000
1991	0	7,584,300	842,700	8,427,000
1992	0	7,857,900	873,100	8,731,000
1993	0	7,508,700	834,300	8,343,000
1994	0	7,529,400	836,600	8,366,000
1995	0	7,142,400	793,600	7,936,000
1996	0	7,187,400	798,600	7,986,000
1997	0	8,233,200	914,800	9,148,000
1998	0	8,377,200	930,800	9,308,000
1999	0	7,880,400	875,600	8,756,000
2000	0	7,860,600	873,400	8,734,000
2001	0	7,887,600	876,400	8,764,000
2002	0	8,145,000	905,000	9,050,000
2003	0	8,042,400	893,600	8,936,000
2004	0	7,922,700	880,300	8,803,000
2005	0	7,619,400	846,600	8,466,000
2006	0	7,968,600	885,400	8,854,000

- (1) BSE が疑われる動物に対する基準については、BSE 対応 AUSVETPLAN マニュアルに記載されている。
 (「1.4 項の記述にある通り、別の診断が確証されるまでの、BSE と一致する既往、臨床所見および組織学的変化のみられるウシ属またはスイギュウ属の動物、または、プリオニクステストのような、高感度で特異性の高いスクリーニング試験で陽性であった動物」)
- (2) オーストラリアにてと畜された牛は、年齢ではなくと体の重量によって分類されている。よって、要求されている月齢 30 ヶ月齢での分類を提供するのは不可能である。
 これは、正確さを求めるため、月齢 12 ヶ月超または以下と制限されている上記の表にも反映されている。
 と体重量 120kg またはそれ以下のものは、月齢 12 ヶ月よりも若い動物と十分一致する。
 平均では、と畜された 10%の牛はと体重量が 120kg 以下であり、この比率は、求められた年の年毎のと畜数に適用されている。(情報源：オーストラリア統計局による発行物 7215.0 「オーストラリアにおける家畜製品」(年 4 回) および 7218.0.55.001 「家畜と肉、オーストラリア」(月刊) である)
- (3) 情報源「オーストラリア製品統計 2007」

2 と畜場

2.1 と畜場の概要

2.1.1 と畜場に関する規制の概要

BSE 関連規則について以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること。

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
1989	AQIS スタッフが新しい疾病 BSE を認め、BSE は報告対象とされるべき疾病となる（ <u>I.追加資料 3.3.1 の添付 1</u> ）
1998年3月19日	AQIS 食肉通告（AMN）1998/09－1998年3月19日より有効となり、「牛および羊における伝達性海綿状脳症（TSE）のためのサーベイランスおよびモニタリングプログラム」と呼ばれる。この食肉通告は、BSE とスクレイピー両方におけるサーベイランスプログラムを詳細化し、と畜前検査で神経障害の臨床所見のあった牛および羊から得られた脳サンプルの収集をカバーしている。このプログラムのもと、州および領土当局はフィールドからサンプルを収集し、AQIS は輸出用食肉処理場にてサンプルを集めた。
2004	AMN2004/09－「BSE 排除試験のためのサンプリングの通告」AQIS スタッフにアドバイスをし、BSE 排除試験の結果を待つ間、必要の際は、BSE 排除試験用にサンプルされたと体がヒト用食物チェーンから外されるよう管理する。
2004	AMN2004/10－「R&D サーベイランスプログラム（TSE）」このプロジェクトの目的は、オーストラリアにおいて、と畜後のサンプリングを必要とする調査方法を素早く展開することができるかを確認することである。さらに、牛および羊の脳幹をサンプル収集する際の手順をも説明する。
2006	AMN2006/12－「『リスクの高い』牛のと畜の管理、輸入動物および動物原料を制限された飼料で育った動物」この目的は、「リスクの高い」牛の、ヒト用または動物用飼料チェーンへの侵入を防ぐまたは規制する条件を概説することである。 サーベイランス、サンプリング、モニタリング 輸出規制（食肉および食肉製品）省令 2005 年。スケジュール 2、パート 2、8.1（ <u>II.追加資料 2.1.1 の添付 1</u> を参照） 8.1. 食肉および食肉製品の加工に関与する制度は、食肉および食肉製品の、ヒト食用としての衛生的生産および運搬に対するオーストラリア基準で特定されたサーベイランス、サンプリングおよびモニタリングの条件を遵守しなければならない。（下記参照） オーストラリア食肉基準条項 3.12 および 3.13（ <u>II.追加資料 2.1.1 の添付 2</u> ） 3.12 食肉販売業者は、サーベイランス（対象を絞ったもの）、サンプリング、モニタリングおよび試験プログラムに従い、以下に当てはめられる。 (a) 該当する連邦、州または領土の官公庁の評議会より承認を得ている (b) 管理機関が条項の目的において食肉販売業者に従うことを要求するプログラムを持つ 3.13 食肉販売業者は、条項 3.12 に帰するプログラムにもとづき、サーベイランス（対象を絞ったもの）、サンプリング、モニタリング、試験、およびそれらの結果を記録する

(2)罰則規定

輸出管理法（ECA）1982（II.追加資料 2.1.1 の添付 3 参照）
 輸出管理（定められた製品一般）令 2005（ECPGGO）（II.追加資料 2.1.1 の添付 4 参照）
 輸出管理（食肉および食肉製品）令 2005（ECMMPO）（II.追加資料 2.1.1 の添付 1 参照）

2.1.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

オーストラリア検疫検査局（AQIS）

2.1.3 規模別と畜場数

(2007年現在)

	全数(1)	規模(1日当たりと畜頭数)			シフト数(1日当たり)		
		～100	101～500	501～	1	2	3～
と畜場数	53(2)	2	21	24	33	14	なし
と畜頭数	年間 7,387,509	101	6,556	22,349	16,502	12,504	なし

(1) AQIS が食肉検査を行う施設

(2) 6つの施設が一時的に閉鎖しており、これら施設の数字は存在しない。

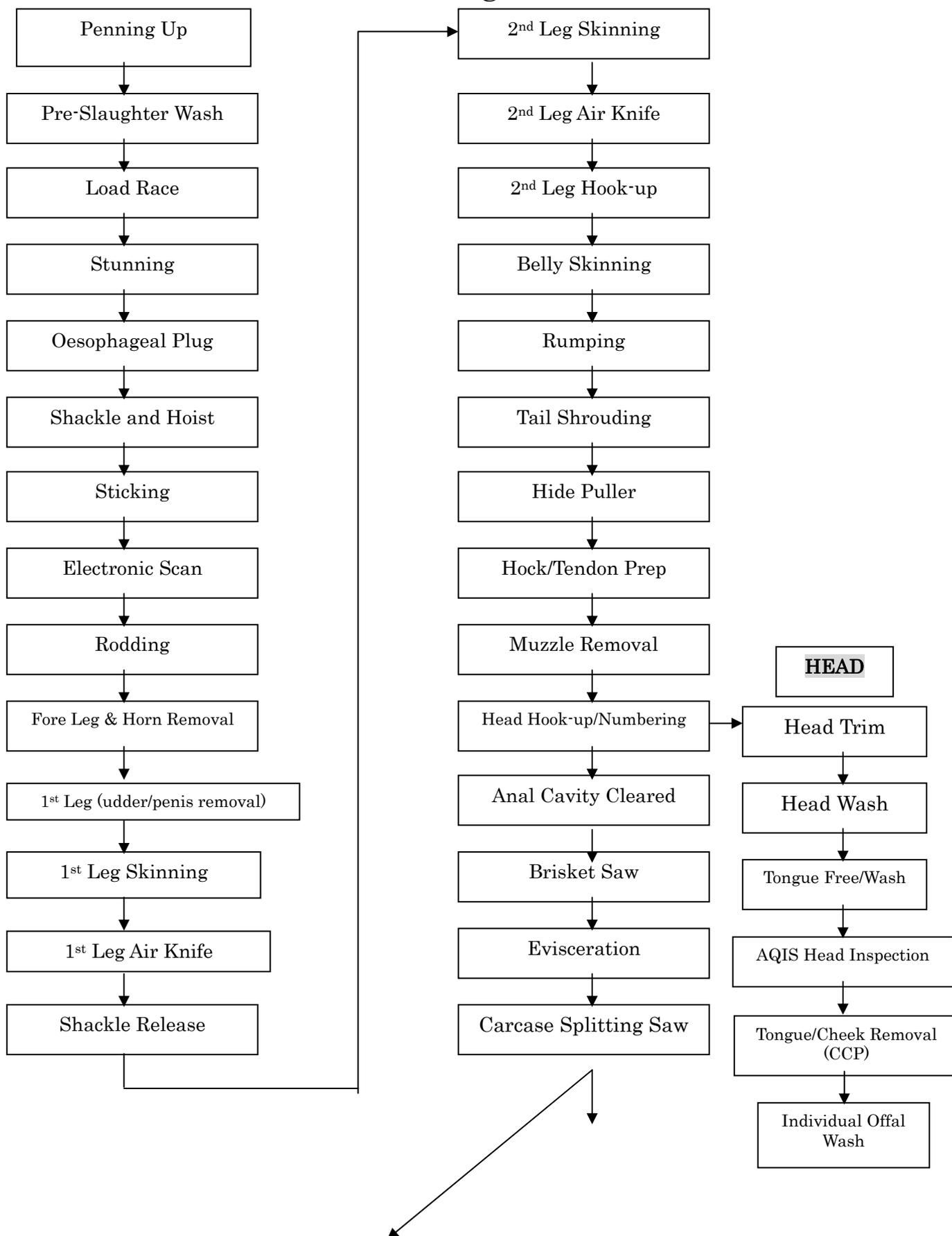
2.2 と畜処理の概要

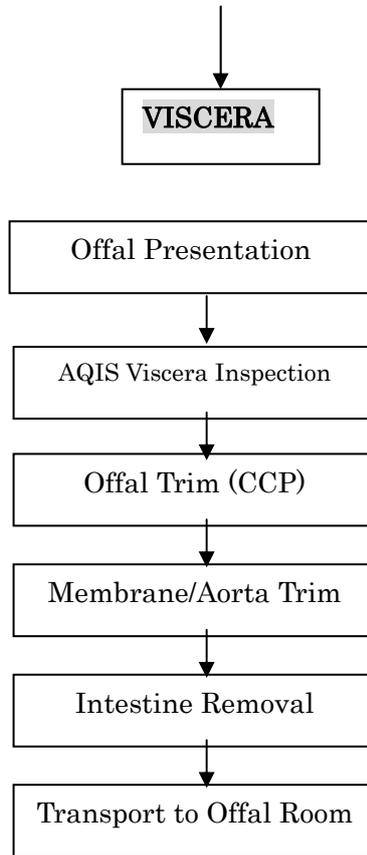
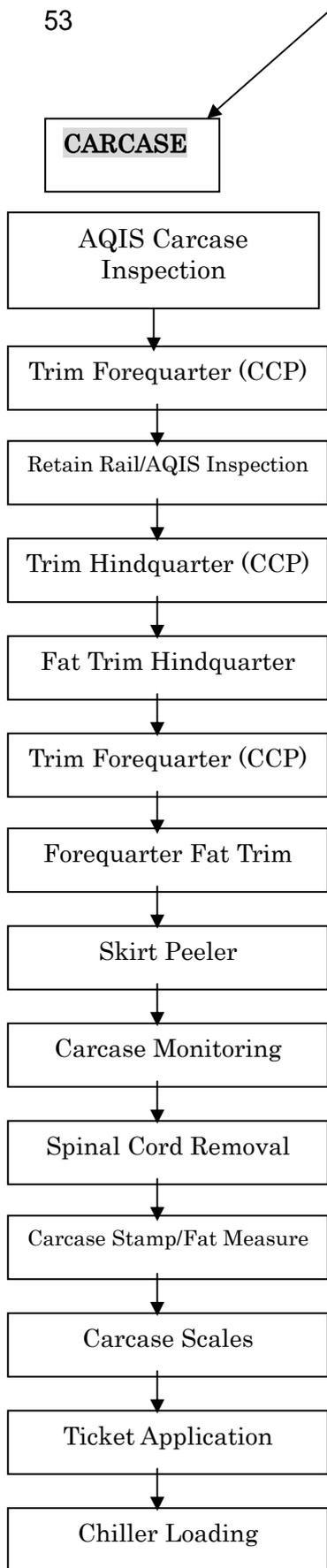
2.2.1 と畜場におけると畜・解体処理作業の一般的なフローチャート

図を作成

肉用牛と畜場フローチャートについてはII.追加資料 2.1.1 の添付 1 を参照（以下に記載）

Beef Slaughter Floor Flow Diagram





2.2.2 食肉検査官・獣医官について

(1)と畜場における食肉検査官・獣医官の数

(2007年現在)

食肉検査官の数	363 常任 149 契約
獣医官の数	80 常任 55 契約

(2)食肉検査官・獣医官の資格

<p>(食肉検査官) 食肉検査官には、国家食肉産業研修諮問委員会による食肉処理（食肉の安全性）の認定証 IV が要求される。</p> <p>(獣医官) (獣医師免許取得に加えて、必要とされる資格及び技能等について記載。)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 獣医学士（5年制） - 輸出管理法 1982 における獣医認定 - AQIS 工場内獣医モニタリングプログラム - AQIS 工場内獣医研修プログラム（22 単位あり、評価を受け合格しなければならない）

(3)食肉検査官・獣医官の役割、権限

<p>(食肉検査官) 食肉および食肉製品を定められた条件に従って検査し、特定の質、貿易内容の記載、梱包、取り扱いが適用されているかを確認する権限を持つ。 その他の責務には、定められた検査結果報告の作成および進行中の企業内品質保証規定のモニタリングのサポートなどが含まれる。</p> <p>(獣医官) 権限を持つ検査員として、正式な獣医としての検査、モニタリングおよび、食肉および食肉製品の健全性について検証する。 加工、冷却、冷凍および梱包手順はオーストラリア食肉基準（II.追加資料 2.1.1 の添付 2）および海外の国々の条件を遵守する。権限を持つ検査員は、承認されたと畜場の設備をモニタリングおよび監査する（体制）</p> <p>工場内獣医（OPV）は食品検査機関の一部であり、輸出食肉プログラムにおけるフィールドスタッフとして働く。OPV の責務は主に、一次製品としての肉の検査および証明である。</p> <p>OPV の特定の役割および責務</p> <ul style="list-style-type: none"> - AQIS 検査基準を工場内で維持する - 運営基準が海外諸国の条件を満たすかどうかを確認するため生産活動をモニターする - 疾病予防対策を維持し、報告すべき動物疾病を含む疾病および残留物質サーベイランスプログラムを実施する。 <p>調査と施行の権限 以下の法律は、調査および施行における AQIS の権限について記述している。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 輸出管理法（ECA）1982、第 3 部 10A-10F（II.追加資料 2.1.1 の添付 3 参照） <p>承認された協定や輸出登録の一時停止や廃止を含む調査と施行に関する権限についての更なる詳細は ECA1982 にもとづく省令に記されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 輸出管理（定められた品—一般）省令 2005 第 6 部 4.7-4.9（II.追加資料 2.1.1 の添付 3 参照） - 輸出管理（食肉および食肉製品）省令 2005 第 8 部（II.追加資料 2.1.1 の添付 1）
--

施行権限

以下の法律は、既存の規則や条例が遵守されていない場合の施行と許可の効力、およびデータまたは情報を求める AQIS の権限について記述している。

- 輸出管理法 1982 第三部 (II.追加資料 2.1.1 の添付 3 参照)
- 輸出管理 (定められた品—一般) 省令 2005 第 6 部 4.7-4.9 (II.追加資料 2.1.1 の添付 3 参照)
- 輸出管理 (食肉および食肉製品) 省令 2005 第 3、4、8 部およびスケジュール 1 第 3 部 (II.追加資料 2.1.1 の添付 1)

(4)と畜検査の概要及び作業の各段階における食肉検査官・獣医官の配置状況

検査手順は、と畜施設で実施される
オーストラリア食肉基準 (II.追加資料 2.1.1 の添付 2)
条項 8 と畜前検査および処置
スケジュール 2、と畜後検査の手順

特定の海外国の条件も遵守される。

AQIS 食肉検査員および工場内獣医は、食肉検査人員配置基準 (MISS) の使用により、オーストラリア輸出登録施設に割り当てられる。
この基準により AQIS は、全国的に一貫して効率の良いレベルの人員配置を、すべての施設において常に維持することが可能である。

この基準においては、特定の海外国の条件、客観的に決められた仕事負荷、処理高、畜種、フロアの配置、ラインの速度などの広い範囲の要素が考慮され、AQIS の人員は的確に、製品の状態別に特定の施設に振り分けられる。

(5)食肉検査官・獣医官の教育、訓練体制

(BSE 関連のプログラムの内容、実施時期について明記)

(食肉検査官)

MINTRAC は、AQIS 食肉検査員に主要な研修を与える。食肉検査員は、すべての輸出リストに掲載されている施設での検査において食肉処理 (食肉安全性) 検定 IV を終了しなければならない。研修のはこびは、州の研修局により一年かそれ以上に一度のペースで監査される。

BSE に関する情報および更なる更新については、キャンベラの AQIS セントラル・オフィスより AQIS 食肉告示という形で通達され、工場内獣医師と食肉検査員との間で検討されたあと、モニター、検証される。

(獣医官)

獣医師の研修には以下が含まれる。

- 獣医学士 (5 年制)
- AQIS 工場内獣医モニタリングプログラム
- AQIS 工場内獣医研修プログラム (22 単位あり、評価を受け合格しなければならない)
- BSE の研修・情報および更新は NTSESP、AQIS 食肉告示によって通達され、エリア・テクニカル・マネージャーにより検討される。
- 毎年、BSE を含むさまざまな専門的問題のための研修セミナーが、二週末にかけて行われる。異なる分野をカバーする多様なプレゼンテーションがフィールド・オペレーション・マネージャー、エリア・テクニカル・マネージャー、および専門のプレゼンターにより行われる。

2.3 と畜前検査

2.3.1 と畜前検査の概要

(1)と畜前検査に関連する文書を添付

輸出管理（食肉および食肉製品）省令 2005（II.追加資料 2.1.1 の添付 1 参照）
 省令 32、分類 II 輸出基準
 従事者はオーストラリア食肉基準を遵守しなければならない。（と畜前検査および動物福祉を含む）－II.追加資料 2.1.1 の添付 2 参照

オーストラリアにおけるヒト用の食肉および食肉製品の衛生的生産のための基準
 消費—第 3 部、項 8—と畜前検査および処置（II.追加資料 2.1.1 の添付 2 参照）

AQIS 食肉告示：98/17
 と畜前検査アレンジ改訂版

工場内獣医師、導入、ステージ 2、モジュール 5 動物福祉と畜前（II.追加資料 2.3.1 の添付 1 参照）

(2)と畜前検査におけるハイリスク牛の定義及び診断基準
 関連文書を添付

と畜場で収集されたサンプルは、項目 I、3.2 にあるように、場外の承認された研究所にて検査される。
 サンプルがと畜場で収集されたか、農場かまたはそれ以外の場所で得られたかに関わらず、同じ牛の適性基準が適用となる。
 一般的に健康な牛のみが食肉処理場だと畜の対象となるため、食肉処理場において BSE 用にサンプリングされる牛の数は最低限である。

2.4 と畜場での BSE 検査

●と畜場で BSE 検査を実施しているか？

はい →以下 2.4.1 BSE 検査実施要領へ／いいえ →2.5 スタンニング方法へ

2.4.1 BSE 検査実施要領

と畜場における検査材料採取要領

サンプリングについては 3.2.3 項の記述のとおり。

2.4.2 と畜場における牛の月齢の確認方法

関連文書を添付

年齢推定については項目 I、3.2.4.1 の記述のとおり。

- と畜場での BSE 検査方法は、サーベイランスに用いている BSE 検査方法と同一か？
 ○□はい →2.4.4 検査結果へ / いいえ →以下 2.4.3 検査方法へ

2.4.3 検査方法（関連文書を添付）

と畜場で使用されている検査方法（一次検査、確認検査）

一次検査及び確認検査手法として承認されている検査キットがあれば明記する

と畜場で収集されたサンプルは、項目 I、3.2 の記述のように、場外の承認された研究所にて検査される。

確認検査方法

と畜場で収集されたサンプルは、項目 I、3.2 の記述のように、場外の承認された研究所にて検査される。

2.4.4 BSE 検査結果

と畜場における 1986 年以降の月齢、区分毎の検査頭数

	BSE が疑われる牛		30 ヶ月齢超の健康と畜牛		その他の牛		全数(1)	
	Negative	Positive	Negative	Positive	Negative	Positive	Negative	Positive
1986	0	0	0	0	0	0	0	0
1987	0	0	0	0	0	0	0	0
1988	0	0	0	0	0	0	0	0
1989	0	0	0	0	0	0	0	0
1990	0	0	0	0	0	0	0	0
1991	0	0	0	0	0	0	0	0
1992	0	0	0	0	0	0	0	0
1993	0	0	0	0	0	0	0	0
1994	0	0	0	0	0	0	0	0
1995	0	0	0	0	0	0	0	0
1996	0	0	0	0	0	0	0	0
1997	0	0	0	0	0	0	0	0
1998	91	0	0	0	0	0	91	0
1999	47	0	0	0	0	0	47	0
2000	42	0	0	0	0	0	42	0
2001	34	0	802	0	81	0	917	0
2002	16	0	0	0	0	0	16	0
2003	11	0	0	0	0	0	11	0
2004	4	0	0	0	197	0	201	0
2005	8	0	0	0	1693	0	1701	0
2006	2	0	0	0	989	0	991	0
2007	2	0	0	0	0	0	2	0

- (1)これらのサンプルは、と畜場で収集されたが、場外の承認された研究所で検査されたものであり、これらのデータは上記の項目 I、3.2 の表にも含まれている。一般的に健康な牛のみが食肉処理場だと畜の対象となるため、食肉処理場において BSE 用にサンプリングされる牛の数は最低限である。

2.5 スタニングの方法

2.5.1 牛のスタニング方法に関する規制の概要及び規則（法令）

（規制の変更があった場合はその都度記載する）

概要を記載し、関連文書を添付

スタニングに関する法律の目的は、衛生的かつ人道的な方法で動物を気絶させることである。以下の参考文献はスタニングの法的な手段である。

輸出管理（食肉および食肉製品）省令 2005（II.追加資料 2.1.1 の添付 1 参照）

省令 32、分類 II 輸出基準

従事者は、スタニングおよび動物福祉規定を含むオーストラリア食肉基準を遵守しなければならない。－II.追加資料 2.1.1 の添付 2 参照

オーストラリア食肉基準（II.追加資料 2.1.1 の添付 2 参照）

第 3 部、条項 7.10 および 7.11

AQIS 食肉告示：99/17

1. 動物福祉についての説明の記述

2. 標準作業手順—動物の扱い—係留ボルトスタニングを貫通させスティッキング

3. 文献研究「係留ボルトスタニングの貫通と失血」

食肉処理場およびと畜場における動物福祉のための作業ガイドライン、1995、第二版（II.追加資料 2.5.1 の添付 1 参照）

家畜処理施設でのヒト用食肉生産における国家動物福祉基準、2005 年 8 月（II.追加資料 2.5.1 の添付 2 参照）

2.5.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

AQIS は、スタニングの管理と遵守モニタリングを責務とする機関である。

スタニングにおける条件の違反は、それぞれのと畜場において標準的な改善措置の手順に従って取り扱われ、その改善措置は AQIS 検査員により検証される。

2.5.3 スタニングに際してスタンガンを使用していると畜場数及び割合

（使用しているのであれば、弾丸が頭蓋腔内に進入するか否か）

（2007 年現在）

スタンガンを使用していると畜場数 59 施設（100%）	弾丸が頭蓋腔内に 進入するか否か	する約 56 施設（ 95 %）
		しない約 3 施設（ 5 %）
スタンガンを使用していないと畜場数 0 施設（ 0 %）		

2.5.4 スタンニングに際して圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いている と畜場数及び割合 (2007年現在)

圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いている と畜場数	0 (0 %)
圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていない と畜場数	59 (100 %)

2.5.5 スタンニングに際してと畜ハンマーを使用していると畜場数及び割合 (2007年現在)

と畜ハンマーを使用していると畜場数	0 (0 %)
と畜ハンマーを使用していないと畜場数	59 (100 %)

2.6 ピッシング

2.6.1 ピッシングに関する規制の概要及び規則 (法令) (規制の変更があった場合はその都度記載する) 概要を記載し、関連文書を添付

オーストラリアのと畜場において、ピッシングは行われていない。

2.6.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況 (違反の有無/ある場合はその内容・対応)

オーストラリアのと畜場において、ピッシングは行われていない。

2.6.3 ピッシングを行っているのと畜場数及び割合 (2007年現在)

ピッシングを行っているのと畜場数	0 (0 %)
ピッシングを行っていないと畜場数	59 (100 %)

2.7 頭部 (扁桃を含む。舌、ほほ肉を除く)、せき柱 (背根神経節を含む)、せき髄、回腸遠位部の 除去

2.7.1 解体処理について

以下の項目について、一般的に実施されている方法を記載。なお、法令等に基づく規制がある場合は、その概要及び規則 (法令)、施設の遵守状況、関連文書を添付。

(1)背割り時に鋸の歯を洗浄しながらと畜を切断し、せき髄片を回収しているか

背割り鋸の使用の際は、切っている間のこぎりの歯に水を吹きつけて洗い流し、その後次のと畜の前にチャンバーで洗う。

(2)回収したせき髄片の処理状況

オーストラリア食肉基準、条項 5 交差汚染 (II追加資料 2.1.1 の添付 2 参照) により、せき髄は通常使用禁止とされているか食用に適さないため廃棄処分となる。せき髄はレンダリングされるか埋葬されるか、あるいはペットフードとして保管される。

(3)背割り鋸は一頭ごとに十分洗浄消毒しているか

オーストラリア食肉基準、条項 4 作業上の衛生 (II.追加資料 2.1.1 の添付 2 参照) により、背割り鋸は通常、次のと畜の前に消毒される。

(4)背割り後、せき柱中のせき髓を除去しているか

なお、除去している場合は、除去方法について記載

AUSMEAT 基準と体トリミングに定められているように、せき髓組織は常に取り除かれる。せき髓の除去は手、あるいは吸引器を使用する。

(5)せき髓の除去後、高圧水により洗浄しているか

ほとんどの施設では、せき髓除去後、高圧水で洗浄はしていない。

(6)と畜検査員が枝肉へのせき髓片の付着がないことを確認しているか

輸入国からの要求があれば、公的な食肉検査員または獣医師により、せき髓組織が残存していないかがランダムに検査される。その他の場合は、施設の品質管理スタッフによりせき髓組織が残存していないかがモニタリングされる。

(7)背割りを行っていないと畜場数。その際の処理解体方法の内容

なし

(8)背割りを正中線からずらすような指導を行っているか

いいえ。と体は中心線にそって半分に切り分けられる。

(9)背割り前にせき髓吸引機等を用いた除去を行っているか

いいえ。背割り前に、吸引法は脊髄除去のために用いられない。

2.7.2 頭部 (扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く)、せき柱 (背根神経節を含む)、せき髓、回腸遠位部の処理

以下の項目について、一般的に実施されている方法を記載。

なお、法令等に基づく規制がある場合、その概要及び規則 (法令)、施設の遵守状況、関連文書を添付。

(1)頭部 (扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く)、せき柱 (背根神経節を含む)、せき髓、回腸遠位部はと畜場内もしくはその他の場所で処理されているのか

これらの処理についての詳細は項 I、2.3.3.2 を参照。

扁桃は食用に適さないとされ、通常レンダリングによって廃棄される。

上記の他の部位については、たいていはレンダリング処理により廃棄とされるが、特定の市場の需要によっては少量のこれらの部位が人の食用に保管されることもある。(つまり定義では、輸入国の条件とされない限り、これらが食用ではないということにはならない)

(2)頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部はどのような方法で処理されているか

上記参照

2.8 衛生標準作業手順（SSOP）及び危害分析重要管理点方式（HACCP）に基づく管理

2.8.1 SSOP 及び HACCP に関する規制の概要及び規則（法令）

（規制の変更があった場合はその都度記載する）

概要を記載し、関連文書を添付

AQIS はすべての輸出施設において SSOP と HACCP による管理を有している。
SSOP および HACCP の法的根拠は、オーストラリア食肉基準（II.追加資料 2.1.1 の添付 2 参照）
および輸出管理（食肉と食肉製品）省令 2005（II.追加資料 2.1.1 の添付 1 参照）

輸出管理（食肉と食肉製品）省令 2005（II.追加資料 2.1.1 の添付 1 参照）スケジュール 2、第 2 部、12.1、12.2

オーストラリア食肉基準（II.追加資料 2.1.1 の添付 2 参照）
第 2 部、条項 3.1 (e)、3.11

2.8.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

SSOP および HACCP モニタリングを管理する機関は AQIS である。
いかなる逸脱または違反は、オーストラリア食肉基準（II.追加資料 2.1.1 の添付 2 参照）、承認協定、および輸出管理（食肉と食肉製品）省令（II.追加資料 2.1.1 の添付 1 参照）のもとに扱われる。

2.8.3 代表的な SSOP と HACCP の見本（BSE 対策に関する CCP を明記）

BSE の発生するリスクについては、HACCP リスク分析により検討される。
オーストラリアにおける BSE 発生のリスクは無視できるとされ、よって BSE 管理対策は食肉処理環境での重要管理点とは指定されていない。

2.8.4 と畜場における SSOP 及び HACCP 導入施設数及び割合 (2007 年現在)

	SSOP	HACCP
措置を導入していると畜場数	59 (100 %)	59 (100 %)
措置を導入していないと畜場数	0 (0 %)	0 (0 %)

3 食肉処理場

3.1 食肉処理場の概要

3.1.1 食肉処理場に関する規制の概要

BSE 関連規則について以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること。

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
	オーストラリアは「BSE リスクが無視できる」国であり、よって、BSE に係る食品安全対策は必要とされていない。

(2) 罰則規定

なし

3.1.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

AQIS

3.1.3 規模別食肉処理場数

(2007年現在)

	全数	規模(1日当たりと畜頭数)			シフト数(1日当たり)		
		～100	101～500	501～	1	2	3～
食肉処理場数	19 (独立型) 53 (一体型) (1)				19 (独立型) 33 (一体型)	14 (一体型)	
処理頭数							

6 施設が一時的に閉鎖されており、これらについての情報は得られない。

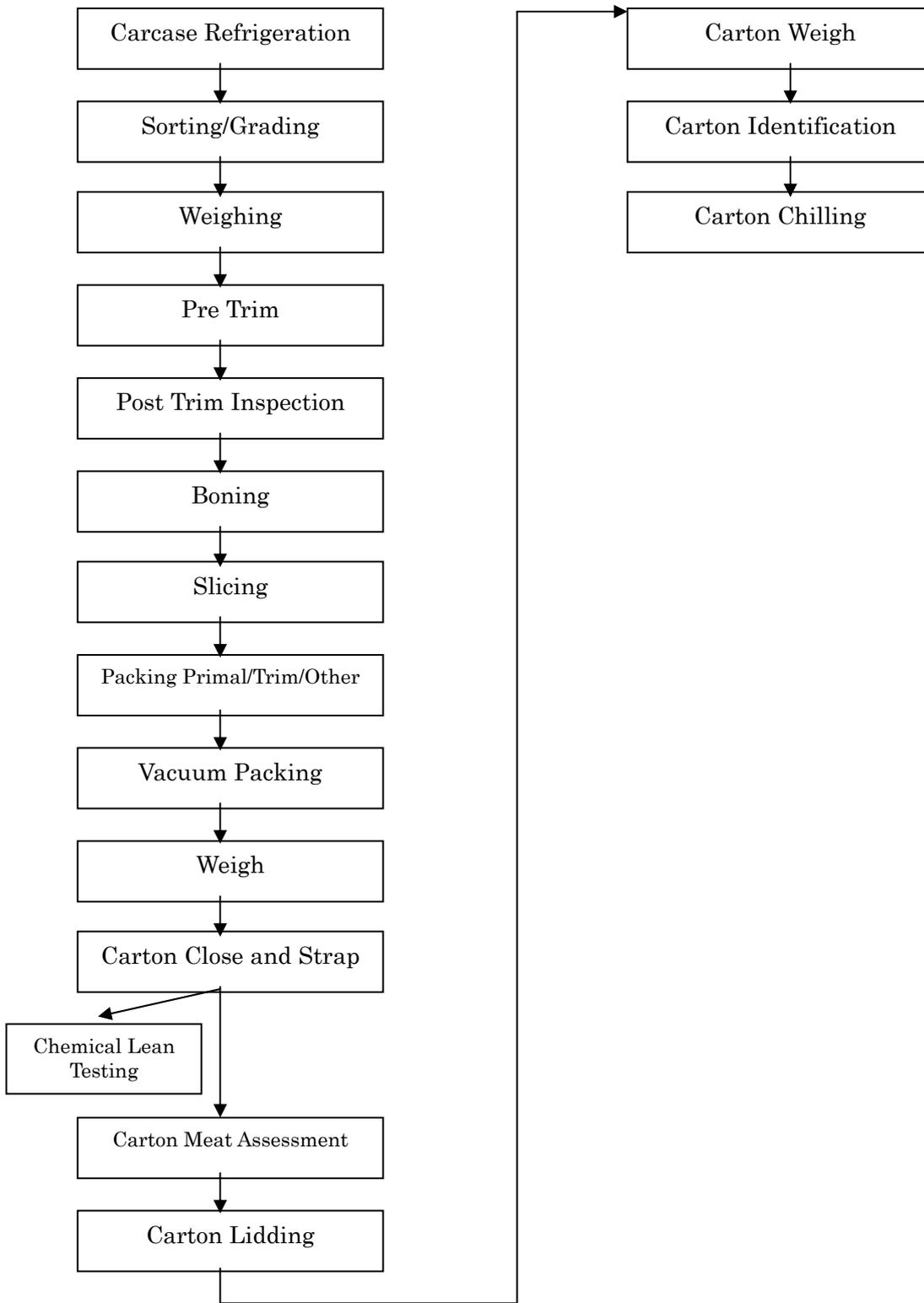
3.2 食肉処理の概要

3.2.1 食肉処理場における解体・食肉処理作業の一般的なフローチャート

図を作成

肉用牛処理施設のフローチャートについては、 <u>II. 追加資料 3.2.1 の添付 1 参照</u> （以下に記載）
--

Beef Boning Room Flow Diagram



3.2.2 食肉検査官・獣医官について

(1)食肉処理場における食肉検査官・獣医官の数

(2007年現在)

食肉検査官の数	II 2.2.2 (1) 参照
獣医官の数	II 2.2.2 (1) 参照

(2)食肉検査官・獣医官の資格

(食肉検査官)

II 2.2.2 (2) 参照

(獣医官)

(獣医師免許取得に加えて、必要とされる資格及び技能等について記載。)

II 2.2.2 (2) 参照

(3)食肉検査官・獣医官の役割、権限

(食肉検査官)

II 2.2.2 (3) 参照

(獣医官)

II 2.2.2 (2) 参照

(4)食肉検査の概要及び作業の各段階における食肉検査官・獣医官の配置状況

II 2.2.2 (4) 参照

(5)食肉検査官・獣医官の教育、訓練体制

(BSE 関連のプログラムの内容、実施時期について明記)

(食肉検査官)

II 2.2.2 (5) 参照

(獣医官)

II 2.2.2 (5) 参照

3.3 せき柱の取り扱い

以下の項目について、一般的に実施されている方法を記載。なお、法令等に基づく規制がある場合は、その概要及び規則（法令）、施設の遵守状況、関連文書を添付。

3.3.1 せき柱の除去手法について

骨付きの製品を扱う市場向けのそのような製品でないかぎり、せき柱は脱骨中に除去される。

3.3.2 せき柱の処理方法について

脱骨中に除去された場合、せき柱は通常レンダリングにより廃棄処理される。

3.4 SSOP 及び HACCP に基づく管理

3.4.1 SSOP 及び HACCP に関する規制の概要及び規則（法令）

（規制の変更があった場合はその都度記載する）

概要を記載し、関連文書を添付

II 2.8.1. 参照

3.4.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

II 2.8.2. 参照

3.4.3 代表的な SSOP と HACCP の見本（BSE 対策に関する CCP を明記）

II 2.8.3. 参照

3.4.4 食肉処理場における SSOP 及び HACCP 導入施設数及び割合（2007 年現在）

	SSOP	HACCP
措置を導入している食肉処理場数	78 (100 %)	78 (100 %)
措置を導入していない食肉処理場数	0 (0 %)	0 (0 %)

4 食肉等のリスク

4.1 食肉および機械的回収肉（MRM）

●食肉及び MRM に関する法令に基づく規制はあるか？

○はい→4.1.1 へ / いいえ→4.1.3 へ

4.1.1 食肉及び機械的回収肉（MRM）（先進的機械回収肉（AMR）含む）に関する規制の概要及び規則（法令）（規制の変更があった場合はその都度記載する）

概要を記載し、関連文書を添付

II 3.1.1. 参照

4.1.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

II 3.1.1. 参照

4.1.3 機械的回収肉（MRM）を製造している場合は、その製造方法及び製造施設数

MRM はさまざまな商業用の機器を用いて生産されている。生産施設数の情報は得られていない。

4.2 内臓

4.2.1 内臓等の取り扱いについて、一般的に実施されている方法を記載。

なお、法令等に基づく規制がある場合は、その概要及び規則（法令）、施設の遵守状況、関連文書を添付。

(1)施設において、扁桃（口蓋扁桃、咽頭扁桃、舌扁桃）はいつ、どこで、どのように除去されているのか

扁桃は、と畜場で公的な食肉検査員による頭部の検査が行われる前に、施設の担当者により取り除かれる。

(2)と畜検査員は扁桃が除去されていることを確認しているか

はい

(3)施設において、回腸遠位部は、いつ、どこで、どのように除去されているのか

輸入国からの要求があれば、回腸遠位部は、公的な食肉検査員による内臓の検査が行われた後に、附属処理施設において施設の担当者により手で取り除かれる。

(4)と畜検査員は、回腸遠位部が除去されていることを確認しているか

回腸遠位部の除去は、公的な食肉検査員または輸入国からの要求であれば獣医師により検査される。

4.2.2 内臓等の取り扱いについてのマニュアル、SSOP等の有無

肉用牛の内臓の衛生的な生産および取り扱いについては、施設の SSOP および作業説明書に記載されている。輸入国から特別な取り扱い手順の要求があれば、施設の承認協定に記され、AQIS により承認される。

5 その他

5.1 輸出のための付加的要件等

5.1.1 我が国に輸出するための付加的要件がある場合、その内容及び遵守状況
（関連文書を添付）（変更があった場合はその都度記載する）

- 日本への輸出は、特別な基準を満たす輸出施設にのみ許可されている。
- それらの輸出施設には HACCP および S O P の実施が要求される。
- 非公式な要件により、せき柱を含む肉用牛、肉用子牛が日本へ輸出されないようになっている。

別添 BSE リスク国

	Country name	GBR level			
		II	III	IV	
1	Andorra		III(12/2002)		
2	Albania		III(03/2001)		
3	Austria		III(05/2002)		BSE confirmed
4	Belarus		III(04/2003)		
5	Belgium		III(07/2000)		BSE confirmed
6	Bulgaria		III(06/2002)		
7	Canada		III(07/2004)		BSE confirmed
8	Chile		III(06/2005)		
9	Croatia		III(06/2002)		
10	Cyprus		III(04/2003)		
11	Czech Republic		III(03/2001)		BSE confirmed
12	Denmark		III(07/2000)		BSE confirmed
13	Estonia		III(04/2003)		
14	Finland		III(05/2002)		BSE confirmed
15	Former Yugoslavian Republic of Macedonia		III(04/2003)		
16	France		III(07/2000)		BSE confirmed
17	Germany		III(07/2000)		BSE confirmed
18	Greece		III(12/2002)		BSE confirmed
19	Hungary		III(03/2001)		
20	Ireland		III(07/2000)		BSE confirmed
21	Israel		III(09/2002)		BSE confirmed
22	Italy		III(07/2000)		BSE confirmed
23	Japan				BSE confirmed
24	Liechtenstein				BSE confirmed
25	Latvia		III(06/2002)		
26	Lithuania		III(04/2003)		
27	Luxembourg		III(07/2000)		BSE confirmed
28	Malta		III(09/2002)		
29	Mexico		III(07/2004)		
30	Netherlands		III(07/2000)		BSE confirmed
31	Poland		III(03/2001)		BSE confirmed
32	Portugal			IV(07/2000)	BSE confirmed
33	Republic of South Africa		III(07/2004)		
34	Romania		III(05/2001)		
35	San Marino		III(06/2002)		
36	Slovak Republic		III(03/2001)		BSE confirmed
37	Slovenia		III(09/2002)		BSE confirmed
38	Spain		III(07/2000)		BSE confirmed
39	Sweden	II(07/2004)			BSE confirmed
40	Switzerland		III(02/2001)		BSE confirmed
41	Turkey		III(06/2002)		
42	United Kingdom			IV(07/2000)	BSE confirmed
43	USA		III(07/2004)		BSE confirmed